

所判裁訴控阪		金澤		石川縣	
富山	高岡	小松	石川縣	能美、江沼	
魚津	富山	石川縣	越中	射水ノ内、礪波ノ内、庄川以西	
		越中		上新川、婦負、射水ノ内、礪波ノ内庄川以東	
				下新川	

太政官布告第七十八號 明治十四年十二月二十八日

重罪裁判所管轄區畫別紙ノ通相定メ、明治十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス、

但治罪法第七十二條ニ從ヒ、管内便宜ノ裁判所ニ於テ、一箇所又ハ數箇所開

廳スヘシ、

右奉勅旨、布告候事、

(別紙)

石川縣重罪裁判所

管轄、金澤、富山、七尾始審裁判所管轄ノ地方ハ〇關係以外

太政官布告第二號 明治十六年一月十日

明治十四年^十第五十三號、同十五年^六第二十八號布告、各裁判所ノ位置及管轄

區畫別表ノ通改定シ、始審裁判所支廳ハ本廳同一ノ權限ヲ以テ裁判セシム、但
明治十六年二月一日ヨリ施行ス、
右奉勅旨、布告候事、
(別表)

裁判所一覽表抄

所判裁訴控阪大		始審		治安府縣		國名		區郡名	
金澤		本廳	支廳	金澤	加賀	加賀	金澤區、河北、石川、礪波		
七尾	富山			小松	加賀	能美、江沼			
輪島	魚津			富山		上新川、婦負			
	高岡			石川縣		下新川			
	七尾			越中		射水			
	能登					鹿島、羽咋			
						珠洲、鳳至			

太政官布告第二十號抄 明治十六年六月二十八日

明治十六年一月第二號裁判所一覽表中左ノ通増補改正ス、但新置裁判所開廳及實施ノ期日ハ、司法卿ノ告示ヲ以テ之ヲ定ム、

一富山支廳ヲ本廳ト爲シ、其管轄ハ從前支廳ノ管轄ニ同ジ、

一金澤始審裁判所管内、金澤治安裁判所ノ管轄タル越中國礪波郡ヲ、富山始審

裁判所管内高岡治安裁判所ノ管轄ニ改ム、

甲第四號

富山始審裁判所來ル十六日開廳ス、

右告示候事、

明治十六年七月十一日 司法卿 大木喬任

太政官布告第三十三號 抄 明治十六年九月七日

明治十四年^{十二月}第七十八號布告ヲ廢シ、自今重罪裁判所ノ管轄ハ各始審裁判所管内ヲ以テ一區劃ト定メ、各其地名ヲ冒シ某重罪裁判所ト名稱ス、

右奉勅旨、布告候事、

法律第六十二號 明治二十三年八月十一日

裁判所位置及管轄區域別表ノ通改定ス、

(別表)

裁判所位置及管轄區域表 抄

大 審 院	大 富			控訴院	地方裁判所	區裁判所	國 郡 市 區 町 村
	坂	山	山	富 山	越 中	富 山 市 上 新 川 郡 婦 負 郡	
	杉 木 新	高 岡	魚 津	越 中	越 中	下 新 川 郡 高 岡 市 射 水 郡	礪 波 郡

法律第五十九號 明治三十八年三月三十一日

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域、表中大阪控訴院管轄中略越中ノ國ヲ名古屋控訴院ノ管轄ニ〇中變更ス、

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、

二十一日、^{壬辰}富山官員派出所を富山支廳と改稱す、

(石川縣布達)

甲百拾四番

越中國富山官員派出所ヲ今般富山支廳ト改稱是迄ノ通リ事務取扱候條此旨
管内布達候事、

明治九年九月廿一日

石川縣權令 桐山純孝

〔參考〕

〔石川縣布達〕

乙八十七番

今般詮議之趣有之、越中國射水郡諸願伺屆等、本月廿二日ヨリ本廳へ可差出旨
及布達候、此旨爲心得、越中國射水郡ヲ除ノ外管内布達候事、

明治九年十一月一日

石川縣權令 桐山純孝

十月 壬寅

朔

二十日、^{辛酉}富山分病院を開設す、

〔石川縣布達〕

甲第百二十番

越中國富山分病院本月二十日開設致シ、同日ヨリ患者施療候條、此旨管内布達

候事、

明治九年十月十日

石川縣權令 桐山純孝

〔參考〕

〔新川縣布達〕

第二百八拾九番

各區

正副區戶長

今般療病院建設之目途相立候所、草創ノ際一時ノ費用不容易儀ニ付、人民有志
ノ輩應分之義務ヲ盡シ此舉ヲ助ケ候様有之度、別紙告諭書相渡候條、猶區戶長
ニ於テ、區内無漏懇諭可致、此段相達候事、

明治九年三月三十一日

縣令 山田秀典

○別紙

告諭

夫一管内病院ナカル可ラサル喋々言ヲ俟ス、今其一二ヲ舉ンニ、各種ノ治療器
具ヲ整全シテ、以テ諸病各科ノ方術ニ缺ナク、内外ノ藥品ヲ具備シテ以テ百患

今上天皇明治九年

一六三

其症ニ應セサルナク、或ハ病室ヲ置テ以テ看護治療其時機ヲ失フノ憂ナク、或ハ貧者救施ノ法ヲ設テ以テ手ヲ束ネ死ヲ待ノ憾ナカラシムル等、其便益數ルニ遑マアラス、凡ソ人父母子弟ノ病スルニ當リ、醫ヲ撰ヒ藥ヲ需メ、百方手ヲ盡サ、ルモノナシ、此レ相愛スル固有ノ良心、此際ニ感動シテ過コト能ハサレハナリ、然レトモ、治療看護器具藥品一モ其適宜ヲ失ヘハ、其病治スヘキモ治セス、其命保ツ可キモ保タス、彼ノ相愛スルノ情ヲ遂ルテ能ハサルニ至ル、實ニ人世ノ遺憾豈之ヨリ切ナルモノアラシヤ、既ニ近縣越前ノ福井加賀ノ金澤、越後ノ新潟等盛ニ病院ヲ設ケ、或ハ外國醫ヲ招キ、或ハ内國醫ヲ撰ヒ、而シテ其維持多ク篤志ノ協力ニ係ル、實ニ美舉ト謂ヘシ、我越中ノ如キ良醫尤モ乏シク、冥々中非命ノ死ヲ致スモノ、蓋シ頗ル多カラシ、實ニ忍ヒサル處ナリ、故ニ本縣夙ニ病院ヲ興スノ慮リアリト雖モ、其費用ヲ概算スルニ其額容易ナラス、汝チ人民ニ募ランニ、比年變革ノ際、民費頗ル多キヲ以テ、緩急ヲ斟酌シ、往昔今日ニ至ル、亦止ヲ得サルニ出ルナリ、漸ク時至リ歳費永續ノ目途略立リ、故ニ今富山町ニ一病院ヲ建設シ、内務省衛生局ニ稟議シ、良教師ヲ招キ、傍ラ醫學校ヲ附シ、醫生ヲ教授シ、漸々區病院ヲ配設シ、僻陬ト雖モ醫藥ニ乏シキナク、以テ非命ノ死ヲ濟

ヒ、彼相愛スルノ情ヲ全フセンコトヲ期ス、然ルニ創立ノ際、築造及器械購需等一時ノ費用殆ト金六七千圓ニ下ラス、其支償亦甚難シ、依テ今管内人民ニ商議ス、宜シク此意ヲ體認シ、人生ノ義務ヲ熟慮シ、多少分ニ應スル財ヲ出シ、以テ此舉ヲ助ケハ、獨リ當縣ノ幸ノミナラス、皇化尺寸ノ裨補タルナリ、願クハ各自父母子弟病ノ急ナルニ臨ミ、百方力ヲ盡スノ際ヲ思想シ、至誠ノ意ヲ表センコトヲ企望スル也、

明治九年三月三十一日

縣令 山田秀典

乙二十八番

昨九年八月、甲九拾六番ヲ以テ、病院本分名稱之儀共及布達候處、今般詮議之趣有之、右本分ノ名稱相廢止、更ニ石川縣病院ヲ、石川縣金澤病院富山分病院ヲ、石川縣富山病院ト改稱候條、此旨越中能登加賀三ヶ國ニ布達候事、

明治十年二月十六日

石川縣權令 桐山純孝

〔富山市沿革志〕

明治十年十一月八日、富山病院新築成ルヲ告ケ、乃チ總曲輪ニ移轉セラル、是レ院内狹隘ニシテ病者ニ便ナラサル所アリシヲ以テ、廣貫堂村澤盛哉ノ金廣ヨリ、

金貳千圓ヲ出セシ等、人民欣喜シ競フテ其ノ資ヲ助ケタルノ結果ナリトス、而シテ後チ又傍ラニ富山醫學校所ヲ置カル、

〔石川縣布達〕

石川縣報告第七號 明治十三年四月二日發行

礪波郡杉木新村ニ於テ、金澤病院出張所設立、本月八日ヨリ開設、患者施療取扱ハセ候ニ付、此旨報告ス、

石川縣報告第三十口號 明治十三年六月三十日發行

射水郡高岡町ニ於テ、富山病院出張所開設、患者施療可爲取扱ニ付、此旨報告ス、

〔三日市警察分署調査〕

明治十三年七月、魚津町ニ於テ富山病院ノ出張所ヲ置キ、九月魚津分病院トナセリ、

〔石川縣布達〕

甲百八十一番

金澤及富山、福井病院ヨリノ、各出張所ヲ分病院ト改稱シ、且ツ本年甲九拾番ヲ以テ布達置候出張所假規則ヲ該院規則ニ假定候條、此旨布達候事、

但各分病院ニ其地名稱號ノ儀ハ、是マテノ通り存稱ス、

明治十三年七月卅一日

石川縣令千坂高雅

〔高岡市沿革志〕

明治十三年七月二十一日片原町本陽寺ニ於テ、富山病院高

岡出張所ヲ假設シ、九月高岡分病院ト改稱ス、翌年源平坂屋町妙國寺ニ移轉シタリ、

〔石川縣布達〕

石川縣報告乾第廿九號 明治十四年六月二十八日發行

下新川郡魚津町ニ於テ、本月二十九日富山病院分病院開設候ニ付、此旨報告ス、

〔富山縣布達〕

示第四號

石川縣元金澤病院杉木新村分病院、自今富山縣富山病院杉木新村分病院ト改稱候條、此旨告示候事、

明治十六年七月一日

富山縣令國重正文

示第十七號

高岡病院位置ノ儀ハ、從來射水郡高岡源平坂屋町ノ處、同郡下關村へ移轉ス、右告示候事、

明治十八年二月六日

富山縣令國重正文

縣令第四十五號

縣立富山外三病院本月三十一日限り廢止ス

明治二十一年三月二十四日

富山縣知事國重正文

〔富山市沿革志〕

明治廿一年四月一日ヨリ、上新川郡全町村ニ於テ縣立病院

ヲ繼續シテ郡立トナシ、猶ホ富山病院ト稱ス、略明治二十二年四月一日ヨリ上新川婦負兩郡ニ於テ、富山病院ヲ繼續シ、新川婦負ノ頭字ヲ取り新婦病院ト改稱ス、

〔富山市役所調査〕

市立富山病院ハ明治二十四年四月一日ノ設立ニシテ、同四十一年四月三十日限り廢止セリ、

〔高岡警察署調査〕

明治二十一年四月一日ヨリ、縣立高岡病院廢止ト共ニ、公立射水病院ニ革マリ、同二十四年三月三十日之ヲ廢止ス、

〔出町警察署調査〕

明治二十一年四月縣立病院廢止セラレ、礪波郡ハ其名稱ヲ礪波病院ト改メ之ヲ繼續セシカ、廿三年四月亦之ヲ廢シタリ、三十日、辛義倉條例を定む、

〔石川縣布達〕

乙八十三番

凶荒ノ豫備ハ、民間不可欠ノ要務タルヲ以、別冊ノ通義倉法施行候條、各社條例ノ旨ヲ遵守シ、本年ヨリ施行可致、且改租ニ付減租相成候町村へ、右條例附録ノ通、方法和設候條、是亦本年ヨリ舉行可致、此旨越中國へ布達候事、

明治九年十月卅日

石川縣權令桐山純孝

○別冊

義倉條例第一條

一 義倉ハ越中國市郡ヲ區分シ、十七社ニ分チ年々之ヲ積立ツヘシ、但區分ケ所左ノ通り

今石動町	一社	井波町	一社
城端町 城端町ニ	一社	高岡町	一社
福光新村	一社	新湊町	一社
氷見町	一社	八尾町	一社
四方町	一社	東岩瀬町	一社
富山町	一社		

今上天皇明治九年

一六九

- | | | | |
|-----|-------|-----|----|
| 魚津町 | 一社 | 泊町 | 一社 |
| 新川郡 | 下上 二社 | 婦負郡 | 一社 |
| 射水郡 | 一社 | 礪波郡 | 一社 |

第二條

一 地所ヲ所持スル者、田畠宅地、其地價五圓毎ニ、千分ノ二ヲ出スヘシ、
但少數ハ捨テ之ヲ取ラス、假令ヘハ九圓ノ地所ヲ所持スル者ハ、五圓ノ高
ニ當ル者ヲ納ムヘシ、

第三條

一 地所ヲ所持セス、假令所持スルモ地價五圓ニ滿サル者ハ、一戸毎ニ金壹錢ヲ
指出スヘシ、

但地所ヲ所持セス、暨寡少所持スルモ、他ノ財産アリテ身代相應ノ者ハ、社
内ノ平準ヲ失ハサル様本條ノ余分ヲ出金セシメ、且交誼上ノ篤志ヲ以、富
者ヨリ貧者ノ出金ヲ補助スル等ハ尤美事ナリ、各社中協議ノ上適宜取極
ムヘシ、略○中

右ノ通確定候事、

明治九年十月

石川縣

告十九番

凶荒豫備ノ欠クヘカラサルコトハ、追々示達ノ通ニシテ、加能越中ハ去ル天保度
以來義倉ノ設アリシモ、未ダ市郡均一ニ亘ラサルニヨリ、先年新ニ義倉條例ヲ
發シ、各郡大ニ蓄積ノ緒ニ就キシモ、續テ南越合縣ニ際シ、或ハ縣務多端ナルカ
爲メ、全管普及ノ計畫ヲナスニ暇アラスシテ、他日民會ヲ以テ、大ニ備荒ノ實施
ヲ願サンコトヲ希望シ、昨年郡區制定ノ際、一旦其條例ヲ廢シ、蓄積ノ實施ヲ中止
セシメタリ、然ルニ本年甲三十三番ヲ以テ、管内一般町村會規則ヲ頒布シ、今ヤ
頻々該會ヲ開キ、民間樞要ノ經濟ヲ議スルニ至レリ、則備荒ノ件ハ、町村會議ニ
附スル急要ノ件ニシテ、尤等閑ニスヘカラザルモノトス、抑義倉設置ニ付テハ、
故内務卿ノ懇達アリ、加之昨年 北巡ノ際、親シク加能越中義倉ノ設置方法ヲ
奏上セシニ、岩倉右大臣大ニ之ヲ賞讃シ、尙將來盛大蓄積ノ旨ヲ示説セラレタ
リ、凡凶年ノ東洋ニ循環スルヤ、二十年ヨリ三十年内外ヲ出サルコトハ、之ヲ既往
ニ照シテ明カナリ、現ニ支那地方ニハ、頻年ノ凶荒アツテ餓死其數ヲ知ラス慘

今上天皇明治九年

一七一

毒實ニ名狀スヘカラサルモノアリ、斯ノ如ク纒ニ一葦海水ヲ隔ル、隣保ノ景況ナレバ、何時我國ヘ循環スルモ測リ難ク、須臾モ座視スヘキノ時ニ非サレバ、平年無事ノ時之ガ備ヲナシ、凶年ニ方ツテ患難相助、貧富相救フヘキハ、郷黨ノ義務ニシテ、今更喋辨ヲ俟サル處ナレバ、厚ク前陳ノ意ヲ體認シ、速ニ該會ニ於テ、各町村相競テ蓄積ノ方法ヲ議定アラシムコトヲ希望ス、依テ此旨諭達候事、但爲參考別紙蓄積方法案ヲ交附ス、

縣令代理

明治十二年十月二十日

石川縣大書記官熊野九郎

○別紙

義倉方法大意

- 一 蓄積ハ其町村凡人口ノ一人四合 六ヶ月分、食用ニ充ツルヲ以テ極度トス、
- 一 蓄積ハ町村連合スルモ、又ハ單立ニスルモ土地ノ便宜トス、
- 一 米、麥、雜穀等、其土地平常ノ食用ニ供スヘキモノヲ蓄積スヘシ、運輸便利ノ地ハ金ニテ積ムモ可ナリトス、
- 一 蓄積ハ其年現在ノ米、金等凡三分ノ二ハ非常ノ準備トシ、流融ヲ免サス、殘一

分ヲ以テ農家ノ培養、漁夫ノ網仕入、商家ノ元資等、其町村ニテ資本ニ乏シキ營業者ノ爲メニ、適宜貸附ヲナシ、各收穫ノトキ貸付ノ初ヨリ凡六ヶ月限リ返濟スルヲ許スモノトス○下略

〔參考〕

〔富山縣布達〕

甲第三拾貳號

義倉金穀取扱規則左之通相定ム、

右布達候事、

明治十九年四月七日

富山縣令國重正文

義倉金穀取扱規則

第一條 局部人民ノ共有金穀ニシテ、町村會又ハ聯合町村會ニ於テ、評決シ得ヘカラサル義倉金穀ノ類、及ヒ凶荒豫備ノ爲メ蓄積セントスルモノハ、此規則ニ遵フヘシ、

第二條 前條ノ金穀維持方法ヲ議スル爲メ、義倉會ヲ開設スヘシ、○下略

明治十九年四月甲第三十二號布達義倉金穀取扱規則ヲ廢ス、
但本文規則ニ關スル達指令ハ消滅ス、

明治二十一年一月二十四日 富山縣知事國重正文
十一月朔 癸酉

一日、發行政區劃を更め、越中國を五大區に分ち、區務所を設く、
〔石川縣布達〕

甲百二十六番
今般加賀能登越中之國從前ノ區畫ヲ廢止シ、更ニ別紙之通改正候條、此旨管内
布達候事、

明治九年十一月一日

石川縣權令桐山純孝

○別紙省略

〔富山縣內務部地方課調査〕

明治九年十一月一日、甲百二十六番ヲ以テ、石川縣ノ定メタル行政區畫ノ改正
ハ左ノ如シ、

第一大區

越中國新川郡ノ
內早月川以東ノ

○小一區ヨリ小八區マデ(町村名略ス)

第二大區

越中國新川郡ノ內早
月川以西富山町ヲ除

○小一區ヨリ小十區マテ(同上)

第三大區

越中國婦負郡并新
川郡ノ內富山町

○小一區ヨリ小九區マテ(同上)

第四大區

越中國射水郡

○小一區ヨリ小十三區マテ(同上)

第五大區

越中國礪波郡

○小一區ヨリ小十四區マテ(同上)

〔富山縣婦負郡治一覽〕

十一月一日從前ノ區畫ヲ廢シ更ニ改定ノ刻、
○中區務所ヲ置ク

〔參考〕

〔石川縣治一覽表〕

明治十年

越中

從第一
至第五大區

第一	大區	區劃	小區	町	村	區務所
早新 月川 川郡 以ノ 東內			八	三〇	三二二	魚津

第 二	同郡早月川除	一〇	四	七四二	水橋
第 三	同郡ノ内宮山 町井崎瓦郡山	九	一〇八	三六六	富山
第 四	射水郡	一三	九二	三三八	高岡
第 五	礪波郡	一四	五二	七〇〇	今石動

是歳、畫家吉田平吉歿す、

〔中新川郡宮川尋常小學校報告〕

吉田公均ハ、本郡宮川村大字江上村ノ人ニシテ、吉田龜十郎ノ二男ナリ、幼名ヲ平吉ト稱シ、寺小屋ニ修學中、常ニ他ヲ習ハス、繪畫ノミニ心ヲ寄せ、毎ニ教師ノ叱責ヲ受クレトモ、悛メサリキ、サレド其畫ク處非凡ニシテ、其才能ハ遂ニ僻邑ニ在ルヲ欲セス、走リテ京師ニ上リ、當時ノ名家紀廣正トイフ畫家ニ就キ、日本畫ヲ學ヒ、嶄然頭角ヲ見ハシ、遂ニ師ノ名字ヲ得テ、廣均ト名ツケ、更ニ清人某ニ就キテ唐畫ヲ學ヒ、號ヲ公均ト改メ、愈々名聲ヲ揚ケタリ、其後加賀藩ニ仕ヘタリシモ、廢藩ト共ニ再ビ京師ニ出テ、益々其技ヲ揮ヘリ、殊ニ色彩配合ノ巧妙ナル、古來稀ニ見ル所ナリト云、明治九年京師ニ卒ス、歳七十三、

〔越中史略〕

吉田公均は畫家なり、越中上新川郡江上村(宮川村)の人直四郎の二男にして、通稱平吉といふ、幼にして隣境石佛村岩城東十郎に就き習字す、性畫を好み、年十三の時、東江上村淨泉寺の住僧住元に従ひ、西京に出て畫法を松村景文に學び、紀廣成と交り最も深し、因りて廣均と號したりしが、後ち公均と改む、花鳥山水を能くせり、中年以後舊格を變して南畫の風となす、明治十二年の頃、西京にて卒す、年六十五(一六)なりしといふ、三男あり、長男名は復、儒を以て著はる、嘗て職を北海道開拓使及び東京修史館に奉す、次男竹屏と號し、畫を能くす、三男暢三郎と稱す、皆既に死しその嗣絶えたり、

明治十年丁丑

紀元二千五百三十七年

二月乙巳

八日、^{子、壬}金澤鎮臺兵を派して礪波郡の暴民を鎮定す、

〔杉木記録〕

本年二月始ヨリ礪波郡地租分割御説諭トシテ、參事熊野九郎殿ソレソレ官員八九人巡查三十人、今石動ヲ手始トシテ、杉木新町福野町ト申所、川上筋暴動様子相見ヘ候由、杉木新町ヨリ振替戸出出張、七日ト相成候所、第五大區三四區集

今上天皇明治十年

一七七

一村百姓貳人、小作貳人宛罷出可申由ノ所午前七時頃ヨリ、遠方者ハわらんじ
 二三足モ腰付、暫時ニ四方ヨリ集候得共、始ハ暴動之圖リハ見エ不申候得共、永
 安寺ニ入込々々町方群集人寄、尤巡查高岡ヨリ貳拾人計頼集相成、内々角力取
 雇揚相成候由、兼而御手當之積リ候所、然所永安寺門内へ入ラント仕候得ハ、巡
 査差止申ニ付、押込又ハ石ヲナケ段々烈敷巡查棒ニテ打チ候得共、中々大勢ユ
 へ無據場合ニ相成、此時分三四千人餘モ居候由、門ヲ押開熊野殿ニ逢ハント申
 弊高々押込候得ハ、最早熊野殿モ脊門ヨリ逃出シ、暴徒ハ永安寺戸障子唐紙火
 鉢打割、區長岩田殿モ續テ逃ケ出ヌヲ馬場町ニテトラヘ、吉田仁平ノ下宿へ連
 返シ、岩田殿江無法ヲ申懸、高持ヨリ金ヲ貰候ナト無理無躰疵ヲ負ハセ、巡查多
 人ニモ少々キズ付候、其上東西ニ連歩行、後ニハ巡查不殘カク、暴徒ハ吉田前
 塚ヲ破リ、又川合方へ立入り障子唐紙等ヲ多ク破毀シ、午後六時、三郎丸村櫻井
 宗一郎方ニテモ、川合同様亂妨ニ及ヒ、出町ニテハサハキ候得共、破壤ノ家モ無
 之、八日夜伊勢領村前田太三郎同善九郎方ノ戸障子ヲ毀チ申候、
 一巡查四十名計人縮ニ派出セシ所ヲ取ヲサヘ、不殘裸體ニ剝キノ上ニ打倒
 シ、最早亡命ノ者八九名計也、

一分限ノモノ、大高持トモ破壤ノケ所

戸出村吉田仁平、同所川合林穀二家

三郎丸村櫻井惣一郎

宮丸村安藤次郎四郎 副區長

放寺京口利右衛門

戸出村永安寺

杉木出町小幡直次、同所真光寺

都合八軒

サテ八日ヨリ暴動甚シク相成リ、分限高持ヲ破壤セシ家數ハ、擧テ數ヘガタ
 シ、

一八日夜、金澤營所ヨリ千人出兵ニ相成、石動道林寺ニ屯ス、猶九日早天ニ諸官

員出張シ、臨時縣廳ト相成候也、

一假本縣ハ乘光寺ニ定メ、其構内ニ警察併セアリ、

一金澤裁判所ハ聖泉寺ニ定ム、

一八日ヨリ戸出村へ百人出兵、福光へ貳百人出兵、

一九日午前四時頃、桐山權令モ出張、混雜至極ナリ、
一十日ヨリ、巡查警部等不殘帶刀シ、暴民捕縛方ニ派出ス、

〔西礪波郡戸出町役場調査〕

明治八年地租改正ノ結果、公租ハ從來ヨリモ一

搬ニ輕減トナレリ、當時藩祿ヲ失ヒタル無賴ノ士族アリテ、潜ニ小作人ヲ煽動
スルニ、公租ノ輕減ハ汝等ニ賜ハリシ所ノ恩典ナリ、然ルニ親作ハ官吏ト結託
シテ其恩典ヲ私セリ、今ニシテ默過セハ浴スヘキ恩典ヲ失シ、悔ユトモ及ブマ
シ、若シ此恩典ヲ得ントセハ、我々ニ信賴シ上書歎願スヘシ、我々ハ其間ニ斡旋
シテ、必目的ヲ達セシムヘシト云ヒケレハ、蒙昧ナル細民ハ其誘謀ヲ知ラスシ
テ、明治九年七八月頃、各村ノ小作人等ハ潜々集會ヲ催シ歎願書ヲ作り、總代人
ヲ上縣セシメ、彼ノ無賴ノ士族ト共ニ種々強迫的奔走ヲナシ、形勢甚々穩ナラ
サリシヲ以テ、石川縣大書記官熊野九郎ハ、親作ハ小作ト妥協ヲ遂ケ利益ノ分
割ヲナスヘシトテ告諭ヲ公布セシモ、一方ニハ驟ニ分割率ノ協定ヲ見ス、他方
ニハ小作人ノ上縣スルモノ愈多カリケレハ、熊野九郎ハ庶務課長石川昌三郎、
租稅課長大橋某ヲ隨ヘ、縣下各地ニ出張シテ、彙ノ協定ヲ遂ケシメントセシニ
小作人等ハ出張官吏ヲ威迫シテ、其目的ヲ達セント計畫セリ、是レ騷動ノ起因

ナリ、

明治十年二月六日、熊野九郎ハ、礪波郡出町眞壽寺ニ出張シ、近郷ノ親作及小作
人ヲ召集シ、大ニ訓諭ニ努メシカ、形勢甚々穩カナラス、翌七日福野町ニ召集ノ
豫定ナリシモ、明日ハ同町ノ出入口ヲ封鎖シ竹槍ヲ以テ出張官吏ヲ殺傷スヘ
シトノ風説アリシヲ以テ、六日午後驟ニ場所ヲ戸出町ト變更シ、黄昏頃戸長山
田長矩ヲ派シ、諸般ノ準備ヲナサシメ、且高岡警察署ヨリ、巡查十五名計リヲ警
戒トシテ召致セリ、

七日午前十時、同郡戸出村曹洞宗永安寺ノ門戸ヲ封鎖シ、召集人員ノミ堂内ニ
入レ、熊野九郎ハ訓諭ヲナシツツアリシ際、門前ニ群集セシ小作人ハ警衛巡查
ト鬭爭ヲ始メ石ヲ投スルナト甚々喧囂ヲ極ム、此時永安寺檀家右戸出村ノ某
ハ、遂ニ其菩提寺ノ門戸ヲ破壊セラレンカト處レ、内ヨリ開放セシカハ、小作人
等ハ礪波ヲナシテ堂内ニ闖入セントセリ、熊野氏ハ之ヲ見テ其屬官等ト直チ
ニ堂後ヨリ遁走セシモ、第五大區長岩田以貞(礪波區長)ハ遁ケ後レ同寺後ノ小
川ヲ渡ラントスル際小作人ノ追跡スル所トナリ、橋板ニテ甚ク毆打サレ、横臥
シ居タルヲ、通り合ハセシ四國山(相撲)ニ助ケラレ、旅宿鍋谷彦兵衛方ニ潜伏シ

居タルモ、終ニ小作人ノ探知スル所トナレリ、之ヨリ先小作人等ハ遁走セシ官吏ハ必ス戸出村ニ潜在スルナラントノ考ヨリ、所々隈ナク搜索シ吉田仁平ノ門戸ヲ破壊シテ闖入セントセリ、同家ニテハ家屋ヲ隈ナク開放シ、潜在者ノアラサル事ヲ示セリ、廣キ家屋ハ斯ク開放サレタルヲ以テ、小作人等ハ探シタル負傷者岩田以貞ヲ此所ニ連レ來リ、親作ヨリ何程ノ贈賄ヲ受ケ、如何ナル約束ヲナセシヤヲ詰責セリ、岩田氏ハ餘儀ナク、賄賂ヲ脱却セリ、ノ七字ヲ書シテ與ヘシカハ、小作人等ハ贈賄ノ證ヲ得タリトテ、大ニ満足シ鯨波ヲナシテ引上ケタリ、夜更ケテ同氏ハ負傷ノママ辛ウシテ高岡ヘ送ラレタリ、遁走セシ熊野氏等ノ一行ハ、夜ヲ徹シテ石川縣廳ニ歸リ、權令桐山純孝ニ其由ヲ報告シ、歩兵一小隊計リト、一等屬秋山恕卿、雇警部小川重次ニ巡查ヲ率キテ出張セシム、一行ハ八日津幡町ニ一泊シ、九日戸出村ニ來リテ鎮撫ニ從事シ、大凡十四五名計ノ犯人ヲ捕縛セシカハ、事漸ク平穩ニ歸セリ、カクテ歩兵ハ一週間計リ、巡查ハ貳週間計ノ後歸途ニ就ケリ、

戸出村近傍ニテ捕縛シタル犯人ハ、石動町ニテ審理ノ末、概放免トナレリ、張本人トシテ金澤裁判所ニテ、刑執行ノ宣告ヲ受ケタルモノハ、彌波郡高島村某、同

郡本江村某ナリ、

〔石川縣布達〕

丁二百五十八番

第五大區 區 戶 長

其區内暴民騷擾ニ付、名古屋鎮臺金澤營所ヨリ、本日出兵候事、
此旨爲心得相達候事、

明治十年二月八日

石川縣權令桐山純孝

丁二百六十五番

第五大區 區 戶 長

其今石動ニ、本縣臨時出張所ヲ設ケ候條、此旨可相心得事、
但シ場所取極メ、出張熊野大書記官ヘ可届出事、

明治十年二月八日

石川縣權令桐山純孝

〔金澤地方裁判所檢事局調査〕

明治十年五月七日

今上天皇明治十年

石川縣第五大區越中國礪波郡高島村平民

重共與三右衛門

其方儀從來受作罷在候處地租改正ノ御趣意ヲ誤解シ、減租ノ分割ヲ受ケ度旨、同郡八十六ヶ村ノ子作人申合せ、屢々縣廳へ出願スレトモ採用相成ラズ、其上諭達有之シヲ、各村地主共ヨリ、賄賂ヲ容ルル故ト思想シ、尙モ強願ヲ爲サント謀リ、萬一願意徹底セサレハ、竹槍ヲ以テ強迫スヘシト、各村ノ者ヲ煽動致シ、加之本郷村森松太吉方へ相越シ、縣官出張説諭ノ折ハ、一同立出官員ヲ駆逐シ又ハ其場ノ都合ニ依リ打殺スヘシ、就テハ數百本ノ棒ヲ拵ヘ置ケヨト發言シ、之ニ因テ明治十年二月七日、熊野大書記官等戸出村へ出張説諭ノ際自ラ出行致サスト雖モ各村ノ衆民暴動ニ及ヒ官員ヲ逐ヒ區長ヲ毆チ、又ハ所々へ押入家屋ヲ破毀スルニ至ラシムル科、兇徒聚衆條末項ニ擬シ、例第二條ニ照シ懲役終身可申付、處情法ヲ酌量シ二等ヲ減シ、懲役七年申付ル、

石川縣第五大區越中國礪波郡本郷村平民

森松太吉

其方儀從來受作罷在ルニ付、地租改正後減租ノ分割ヲ受ケ度旨、縣廳へ出願スレテ、採用相成ラサルヲ不平ニ思フ折柄、高島村重共與三右衛門罷越シ、今度縣官出張説諭有之趣ナレテ、各村地主共ヨリ賄賂ヲ受ケ、親作勝手ノ説諭ナルヘキニ、其節ハ一同立出官員ヲ駆逐シ、又ハ其場ノ都合ニ依リ、打殺スヘシトノ申聞ニ同意シ、尙又其後他村へ通達致シ、明治十年二月七日、熊野大書記官等戸出村へ出張説諭ノ場へ立越シ、大勢ノ者ト俱ニ石ヲ投ケ、官員ヲ逐驅ケ又ハ家屋ヲ打毀タントテ、他家へ押入亂暴致ス科、兇徒聚衆條末項ニ擬シ、與三右衛門ノ徒ヲ以テ論シ、懲役十年可申付處、情法ヲ酌量シ二等ヲ減シ、懲役五年申付ル、

石川縣第五大區越中國礪波郡本郷村平民

石田八兵衛

其方儀減租分割ノ儀、兼テ縣廳へ出願致置折柄、高島村重共與三右衛門ナル者、縣官出張説諭ノ際、バントリヲ着シ、大勢押入ルヘキ旨申聞、尙又右ノ趣各村へ通達致スヘキ旨、森松太吉ヨリ示談及ヒシヲ別段他人へ通知致サズ、且暴舉ニ加ハラスト雖モ、當初不良ノ事ト了知致シナカラ許諾シ置ク科、違式輕ニ問ヒ贖罪金七拾五錢申付ル、

三月 朔 西

二十日、^辰王 啓明學校富山支校を開く、

〔石川縣布達〕

乙三十番

啓明學校富山支校來三月廿日開校候條、入學志願ノ者ハ、昨九年甲第四百十五番、啓明學校入學制限ヲ會得シ、來三月十日限り該支校へ可願出、此旨越中國へ布達候事、

明治十年二月十九日

石川縣權令桐山純孝

〔參考〕

〔石川縣布達〕

甲三番

今般中學校ヲ左ノ通改稱候條、此旨管内布達候事、

權令代理

明治十年一月十日

石川縣參事熊野九郎

石川縣中學校師範學科

啓明學校

甲七十四番

今般啓明學校ヲ石川縣中學校師範學校ト改稱シ、啓明學校富山支校ヲ廢シ、本年七月ヨリ縣稅及ヒ生徒授業料ヲ以テ維持シ、民費賦課ハ當分差止候條、此旨管内布達候事、

但從來ノ私學員ハ、附屬生徒トシ是迄ノ通修學セシム、爾後入學ノ者ハ之ニ準スヘシ、

權令代理

明治十年七月廿一日

石川縣大書記官熊野九郎

甲百四十六番

今般師範學校富山支校ヲ分畫シ、啓明學校富山支校開設候條、此旨管内布達候事、

明治九年十二月十一日

石川縣權令桐山純孝

今上天皇明治十年

八月 朔午

八日、^丑伏木町民、伏木埠頭に燈臺を建つ、

〔射水郡伏木^{高等}小學校報告〕 工費參千八百餘圓ヲ藤井能三ヨリ借入、伏木
共有燈臺ヲ建テ、明治十年八月八日、開燈式舉行、同二十一年六月十三日、燈臺及
附屬物件ヲ伏木町會ノ決議ニテ藤井能三ニ讓渡シ、同三十一年五月廿一日、航
路標識所ノ所有トナレリ、

藤井能三

其方儀、越中國射水郡新湊ニ、諸船隻出入便利ノ爲メ、燈明臺ヲ建築シ、且一時其
費金ヲ支辨シ、其他道路修築等盡力候段、奇特ノ儀ニ被思召、羽二重壹疋下賜候
事、

明治十年十月十五日

岩倉右大臣

〔石川縣布達〕

乙七十六番

越中國伏木港人民私費ヲ以テ、同港埠頭へ燈臺築造候經費消却ノタメ、來ル明

治廿四年迄外國船ヲ除ノ外、該港入津ノ船舶ヨリ其積石ニ應シ、左之通取立度
旨願出其筋稟議之末、開屆候條此旨船持稼ノ者共へ布達候事、

明治十三年十一月十八日

石川縣令千坂高雅

入港船舶ヨリ燈臺築造并點燈費取立金額

一五拾石以上 壹石ニ付 三厘宛

一五拾石以下 壹艘ニ付金拾錢宛

一西洋形船 壹噸ニ付金貳錢宛

右費用支消ノ上ハ、點費而已取立ノ儀、更ニ可布達候事、

〔富山縣統計書〕

明治三十九年

燈臺ノ形狀

名稱	設置 地名	設置 年月	緯 度	經 度	形質	等級 及 光	明 弧	高 サ 自 基 礎 自 水 面	光 離 遠
官設 燈臺	射水 郡伏木町	明治 十年 十月	北緯 三六、四七	東經 一三七、三	木造 六角 形白 色	第五等 不動 白 色	南三十七度 東三十七度 北三十七度	三三 三三 三八 尺	一〇 里

今上天皇明治十年

一八九

是月、富山に第百二十三國立銀行の創立あり、

〔株式會社十二銀行調査〕

一十二銀行沿革ノ大要

明治十年八月、富山第百二十三國立銀行(資本金八萬圓)トシテ創立、
 同十三年一月、資本金五萬圓ヲ増加シテ、金拾參萬圓トス、
 同十六年十二月、第十二國立銀行(資本金貳拾萬圓)ヲ合併シテ、資本金ヲ參拾
 參萬圓トシ其稱ヲ變フ、
 同二十一年五月、資本金拾七萬圓ヲ増加シテ、金五拾萬圓トス、
 同三十年七月一日、國立銀行營業滿期ニ付、同二月ヨリ私立銀行トシテ、同事
 業ヲ繼承シ、資本金ヲ壹百萬圓トシ、株式會社十二銀行ト改稱ス、
 同年八月、株式會社北陸商業銀行(資本金壹百萬圓)ヲ合併シテ、資本金貳百萬
 圓トナセリ、

一現在建物ノ建築年月日及工費

建築明治三十三年七月竣成

工費金五萬貳千四百九圓拾五錢五厘但倉庫ヲ除ク

九月丁丑

十九日、乙警察署及乙警察分署を置き、警察出張所並に巡查屯所の稱を廢す、

〔石川縣布達〕

甲八十九番

今般、本縣警察出張所並ニ巡查屯所ノ稱ヲ改メ、更ニ全管内□□□□ニ分署
 シ、十三警察署八十七分署ヲ設置シ、位置並ニ警區別冊ノ通□□定ス、略下
 右ノ趣管内布達候事、

權令代理

明治十年九月十九日

石川縣大書記官熊野九郎

是歲、西南の役あり、從軍の將校及士卒の戰死するもの數十人、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

西南役戰病死者左ノ如シ(中新川郡調查未詳)

將校五人 下士四人 兵卒二十七人 計三十六人

〔富山市役所調査〕

今上天皇明治十年

西南役戰死將校

戰死年月日	戰死場所	戰死當時ノ住所	官等	氏名
明治十年六月九日	豐山ニ國白テ戰死	富山、山王町	大尉	山口貫徹
明治十年五月廿四日	肥後國八代テ戰死	泉町	大尉	古川治義
明治十年三月廿一日	三月九日肥後國原坂ニテ重傷ヲ受ケ大阪病院ニ於テ死歿	千石町	中尉	磯野篤之
明治十年五月三十日	肥後國球磨郡照原ニ於テ戰死	諏訪川原	中尉	堀重忠
明治十年三月九日	肥後國原坂ニ於テ戰死	鹿島町	中尉	加藤三郎

○他郡市の調査を缺く

〔石川縣布達〕

番外

此頃鹿兒島縣下動搖之處、其徒タル擅ニ兵器ヲ弄シ、國憲ヲ不憚、叛逆之蹤跡顯然タルニヨリ、斷然征討被 仰出候、就テハ近頃郷閭ニ種々ノ流言噴々タルハ、或ハ此際ニ乘シ民間ニ出沒シテ、放ラニ無根ノ妄誕虛喝ヲ鳴ラシ、人心ヲ攪擾シ、頑民ヲ煽動スル等ノ奸徒、必ス無キヲ保シ難キ次第ニ候得者、萬一右等ノ妄

說ニ迷疑シ、流言ヲ誤信シ、心得違之者有之候テハ、以之外之儀ニ候條、各大義名分ヲ辨別シ、決シテ方向ヲ誤マラス、各自安業候様、可致此旨諭達候事、

但シ若シ民間ニ出沒シテ流言ヲ放チ人民ヲ攪動スル等、怪敷者ヲ見掛ケタル者ハ、誰彼ニ限ラス早急最寄ノ警察署、及ヒ本廳第四課へ密報スヘキコト、

明治十年二月廿六日

石川縣權令桐山純孝

甲九十六番

今般西南賊徒平定ニ付、總テ平常ニ復セラレ候旨、太政官ヨリ御達相成候間、左ニ掲ル布達相廢シ候條、此旨管内布達候事、

權令代理

明治十年十月十一日

石川縣大書記官熊野九郎

明治十年、二月、甲、貳、拾、五、番、月、六、甲、五、十九、番、月、同、甲、六、拾、六、番、布、達、銃、砲、彈、藥、鉛、取、締、ノ、儀、

〔吳陽遺稿〕

戰歿諸君碑銘

今上天皇明治十年

明治十年二月、劇賊之擧兵於西州也。我舊藩士從王師而戰沒者、陸軍大尉山田貫徹、中尉古川治義、磯野篤之、堀重忠、加藤三郎、軍曹淺野清堅、佐久間道直、伍長富田詮豐、根塚龜治、兵卒中島力藏、福原近喜、齋藤利忠、太田幸定也。而若大尉柴田勝能、中尉岡本昭之、伍長杉山競、兵卒河村正貫、宇佐清範、龜田傳治、喇叭卒松谷勝二諸子、則時適罹疾、慨不能從王師。日夜憤激、以故病大劇、遂不起矣。初山田君等之爲兵員、鎮越後新潟也。一日相共誓曰：天下無事、則惇信守義、以達其道而已。苟有事之日、而所不一死以酬國者、有如曠日、既而果踐其言矣。頃者其同盟士相謀爲立石于富山於保多社內、而悲柴田氏等之志、併錄其名以歲時祀之。且曰：嚮西州之役、吾儕幸得生而凱旋、然天下苟有事、則亦復死於義耳。其志固期不讓于諸君、不則他日視茲碑、亦當愧死也。乃請余銘焉。余偉諸君之能致死於國、又嘉其同盟士之志、不得不銘。銘曰：

忠肝義膽 誓以曠日 功有成不 其義則壹 魂之所寧 於保多社
 貞肝勒銘 以告來者

明治十一年歲次寅夏六月

岡田信之撰並書

常願寺川及ひ庄川出水

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十年四月十日、常願寺川出水、支流今川堤防延長一里餘ヲ欠壞シ、田畑ヲ荒損スルコト、百餘町歩、

〔大日本農史〕

下 明治十年五月十五日、石川縣ヨリ管下越中國新川郡常願寺川去月暴漲シ、沿水ノ十箇村爲メニ稻種ヲ流失セシヲ以テ、種子代金ノ貸與ヲ内務省ニ稟請ス、因テ金三百餘圓ヲ其ノ窮民ニ貸與スヘキヲ聽ス、勸農局農雜四八三

〔上新川郡濱黑崎尋常小學校報告〕

明治十年五月、常願寺川出水、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十年六月八日、常願寺川上流日俣前堤防欠壞、洪水沿岸各地ニ氾濫シ、人畜ノ死傷極メテ多シ、

明治十年四月二十七日、庄川出水東開發村堤防七百間ヲ破壞シ、二百三十間ヲ欠壞ス、田地ノ流失數十町、家屋ノ流失スルモノ八百、

明治十一年戊寅

和元二千五百三十八年

三月 朔 寅

十三日、庚寅村町會準則を定む、

〔石川縣布達〕

甲三十九番

町村會準則別冊ノ通取定候條此旨布達候事

明治十一年三月十三日

石川縣權令桐山純孝

○別冊

夫レ會議ハモト人民ヨリ起リ、而シテ政府隨テ其法制ヲ設クヘキモノナリ、又町村會區會ハ小區會縣會ノ順序アリ、抑本邦ニ於ル明治七年五月二日、並ニ同八年四月十四日、詔書ヲ以テ、一般人民ノ漸次進歩ヲ期望セラレ、且各地方ノ内ニ於テ、民會ノ端緒ヲ開クアルモ、全國ノ通法非サルヲ以テ、同年地方官會議ニ、民會ノ法案ヲ下付セラレ、既決ノ後未タ裁可ノ果ヲ結ハス、本縣議事ノ端ナリ、明治七年ニ開キ、以來時々發會スルモ、合縣ニ際シ其條例ノ區々に涉ルト、其順序ト情勢ト通應セサルヲ以テ、其規則ヲ悉皆廢シタルハ、本年甲十九番布達ノ通リ、然ルニ世運ノ進歩ニ據リ、人民交際ノ事モ繁多、從テ公共ノ事務屢商議ヲ要スルト、衆庶直ニ相會スルノ煩雜トニヨリ、委員等ヲ撰出シ、其商議ノ事ヲ司ラシメサルヲ得サル勢ヲ顯出ス、爰ニ於テ全國ノ通則ハ未タ發令コレナシト雖モ、現今實際差支アルヲ以テ、假ニ準則ヲ設ケ商議ノ整頓ヲ便ニシ、從來集會ナルモノ、規模ヲ改メ、漸々民會ノ民會タル精神ヲ充實セシメントテ、期望シ、先ツ町村會準則ヲ定ム、其區會縣會準則ハ、逐次之ヲ定メントス、冀クハ各自力メテ公平着實

ヲ旨トシ輕躁急進ノ弊ニ陥ラサラントテ、

明治十一年三月

石川縣權令桐山純孝

町村會準則

第一則

町村ニ關スル、公益民福上ニツイテ、協議ヲ經ヘキ事件アリテ、其町村ノ者會同スル之ヲ町村會トス、

第二則

町村ノ事ヲ議スルノ權ヲ有スルモノハ、其町村在籍ノ戶主ニシテ、不動産ヲ所有シ、一家營業ニ差支ナキモノトス、

但官吏區吏等職務アルモノハ之ヲ除キ、未丁年女戶主並伴テ實決ノ刑ヲ蒙リタルモノハ、會員タルヘキ權ナキモノトス、最モ會員タルモノハ、豫テ其名簿ヲ製シ、町村ノ爲メ鴻益ヲ量ルヘキ旨ヲ、明記調印致シ置クヘシ、

第三則

若干町村ニ關スル、町村會ヲ起スニ中リテハ、委員ヲ設ルモノトス、但委員ヲ定ムルハ、町村内會員ノ投票ヲ用ユ、其數ハ十一以上ノ者ノ内、多數

今上天皇明治十一年

一九七

ヨリ探ルヘシ、

第四則

委員ハ、大凡二十戸ニ、一員ノ圖リヲ以テ、端數ハ取捨シ、適宜ニ取定ムル者トス、
但數町村連接シテ若干ノ委員ヲ置クモ妨ケナシ、且委員ハ私ニ其任ヲ辭ス
ルコトヲ得ス、

第五則

委員ノ任ヲ受授スルノ權ヲ有スルモノハ、則チ其町村内ノ會員ニ限ルヘシ、
但委員ハ素ヨリ町村人民ノ代議ヲ托スルモノナレハ、其可否スル件ハ即チ
其町村若シクハ小區内人民ノ決議スル所ト心得ヘシ、

第六則

町村會ヲ開クハ、建議者アルカ、又ハ官廳ヨリ該町村ニ係ル間策ヲ附シ、其可否
ヲ判スヘキトアルニ因ルモノトス、

第七則

前條ノ建議者ハ、該町村ノ會員二分一以上連署シ、先ツ其事由ヲ具狀シ縣令ノ
批可ヲ受ケタル後、其者主者トナリ、該町村ノ會員ヲ集合スヘシ、

第八則

議スヘキノ條款、若干町村ニ關スルキハ、應許ノ證ヲ以テ、主者ヨリ戸長ヘ申請
シ、戸長ハ關係ノ町村會員ニ交附シ、戸長假ニ主者トナリテ委員ヲ定メシメ、委
員ノ名簿ヲ主者ヘ附與シ、第七則ノ手續ヲナスモノトス、最モ若干町村ニ關ス
ルモ、其一小區ニ止ルモノトス、

第九則

會長記録ノ役員ヲ定ムルハ、會員中投票ヲ以テ、過半ノ數ニ中ルモノヲ用ユル
モノトス、

但口望ニ依テハ、當分戸長ヲ以テ會長ニ充ルモ妨ケナシトス、

第十則

役員ヲ定ムルニ、過半數ヲ得サルトキハ、最多數ノ者ヲ掲ケ、他ノ投票者ヘ更ニ
異存ノ有無ヲ投票セシメ、過半數ニ至ルヲ俟テ、取極ムルモノトス、
但最多數者、畢ニ過半數ヲ得サレハ、次點ノ者ニ及ホスヘシ、

第十一則

會長ハ、議場一切ノ諸規則ヲ編成スルモノトス、

第十二則

記録役ハ、議場一切ノ記事ヲ擔當スルモノトス、

第十三則

議事ヲ畢レハ、會長記録及ヒ委員ノ任ハ、解クルモノトス、

第十四則

議事ノ可否ハ、過半数ヲ以テ之ヲ決シ、相半ハスルモノハ、會長之ヲ決スト雖モ、之ヲ施行スルノ權ナキモノトス、故ニ其決議按ノ會長ノ副書ヲ以テ、縣廳へ上申スヘシ、之ヲ採用スルト否トハ、縣令ノ特權トス、

第十五則

議事ノ決ハ、過半数ヲ用ユヘシト雖モ、或ハ會員ノ建議多岐ニ涉ルキハ、會長ノ見込或ハ投票ヲ以テ、會員ノ内ヨリ掛リヲ撰出、之ニ委託シ結集添削ヲ加ヘ、本議ヲ改正シ更ニ會中ノ問題トシ、再會ニ附スルコトアルヘシ、

第十六則

議場ニ於テハ、議案ノ他事ヲ私議スヘカラス、

第十七則

會員ノ集合二分以上ヲ缺クキハ、議場ヲ開カサルモノトス、

第十八則

議會一切ノ費用ハ、建議ノ町村ヨリ辨スルモノトス、但建議ノ旨趣縣廳ノ收聽トナリ、更ニ該町村へ下スカ、又ハ縣廳ノ特旨ニヨリ發會セシムルキハ、該費ハ縣廳ヨリ之ヲ償ヒ、區内ノ事ニ關シ區戶長主任トナルキハ、區費トナルモノトス、最モ會議ノ事柄ニヨリ、其費用分償等臨機議定スルモ苦シカラス、

第十九則

議事ノ要務トスル、凡ソ箇條左ノ如シ、

第一 教育ノ事

第二 勸業ノ事

第三 義倉并窮民救恤ノ事

第四 學資蓄積ノ事

第五 町村費ノ事

但右ノ外町村一般ノ利害ニ關スルモノハ、議スルコトアルヘシト雖モ、

明治九年百三十號公布町村惣代人規則ニ係ルモノハ、都テ該規則ニ準據スヘシ、

第二十則

正副戸長ノ内一員議場ニ出頭會員ノ中ニ加リ意見ヲ陳述スヘシ、又其議件ニ依リテハ、本縣官吏并區吏ノ内ヨリ議場ニ出頭シテ、問策ノ原由、事理ヲ辯解シ、或ハ意見ヲ陳述スル事アルヘシ、然レモ共ニ議案ノ可否ヲ決スル數中ニ入ルヲ得ス、

但教育上ニ付テハ、學區取締或ハ校長教員等該場ヘ出頭シテ意見ヲ陳述スル事アルモ、其可否ノ決數中ヘ入ラサルハ本文ニ同シ、

〔參考〕

〔石川縣布達〕

甲十九番

本縣會議ノ端緒ヲ、明治五年ニ開キ、假條例ヲ設ケ、爾來逐次増補更正シ、臨機發會候所、其后兩越合併ニ付テハ歸一ヲ要シ、且會議ノ順序ト實際ノ情勢ヲモ斟酌更ニ取調中ノ譯モ有之ニ付、前々布達致置候條例等、悉皆相廢シ候、此旨管内

布達候事、

明治十一年二月四日

石川縣權令 桐山純孝

甲三十三番

今般、町村會規則、別紙ノ通相定候條、此旨布達候事、

但昨十一年甲三十九番ヲ以テ布達置候、町村會準則ハ自今廢止□□ト相心得ヘシ、

縣令代理

明治十二年三月十七日

石川縣一等屬 三橋久實

○別紙

町村會規則

第一條

町村會ハ、町村ノ利害ニ關スル共同ノ事件、及其費用方法□□□□□ノ事ヲ會同議定ス、

第二條

今上天皇明治十一年

町村會ハ、凡ソ年内二會トス、一回日數三日ニ過クヘカラス、○開會セントスルトキハ、其期日二週間前ニ、戸長ヲ經テ郡區役所ヘ届出承認ヲ得テ開會スヘシ、○下

〔富山縣内務部地方課調査〕 明治十一年七月、無號達第四項ヲ以テ地方ノ便宜ニ從テ、町村會議又ハ區會議ノ開設ヲ許サル、
十三年四月、第十九號布告ヲ以テ、區町村會法ヲ制定セララル、茲ニ於テ小學校經費、水利並ニ土功費議定ノ爲メニ、各町村ニ議決機關ノ組織成ル、之レ實ニ下級地方制度上ノ新紀元タリ、

〔富山縣布達〕

甲第六十七號

本年第十四號布告區町村會法第二條ニ依リ、町村會規則別紙ノ通相定ム、
右布達候事

明治十七年六月三十日

富山縣令國重正文

○別紙

町村會規則

第壹章

第壹條 町村會ノ議員ハ、戸數五百戸未滿ノ町村ハ六人、五百戸以上八十人トス、

第貳條 町村會ハ、通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ、其定期ニ開ク者ヲ通常會トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トナス、○下

縣令第七號

登記所々在ノ戸長役場費中、登記事務取扱費ヲ議定セシムル爲メ、昨十九年十二月司法省令甲第四號ヲ以テ、戸長役場ヲ登記所ノ位置ト定メラレタル、各管轄ヲ區域トシ、聯合町村會ヲ開設ス

明治二十年一月十九日

富山縣知事國重正文

五月己卯

十五日、巳石川縣權令桐山純孝、縣令に昇任す、

〔石川縣布達〕

甲七十七番

當縣權令桐山純孝儀本月十五日被任當縣令候條、此旨管内布達候事、

明治十一年五月廿日

石川縣大書記官熊野九郎

七月庚辰朔

越中國に黒部、常願寺、射水の三小林區を設置せらる、

〔大坂大林區署調査〕

國有林所管官廳ノ沿革越中

明治十一年四月初メテ大中小林區ノ制ヲ敷キ、畿内七道ヲ五大林區トナシタリ、同年七月一大林區ヲ増設シテ六大林區トナシ、越中國ハ其第三林區神通中林區ニ屬シ、黒部、常願寺、射水ノ三小林區ヲ設置セラル、十三年六月大中小林區ノ制ヲ止メ、其派出員ヲ廢シテ更ニ出張所ヲ置ク、十四年四月農商務省新設、同省ニ山林局ヲ設置セラル、ニ及ンテ、山林ノ事務ハ遷テ同局ノ所屬トナレリ、同年九月農商務省山林局某出張所ノ稱ヲ改メテ、農商務省某山林事務所トナセリ、十六年六月富山縣ノ官林ハ初メテ農商務省ノ直轄トナリテ、石川山林事務所ノ管下ニ屬シタリ、十九年五月山林事務所及派出所ヲ全廢シテ、二十一箇所ニ大林區署ヲ設置セラレ、富山縣ハ依然石川大林區署管下ニ屬ス、之レ同時

ニ百二十七ノ小林區署ノ位置及管轄區域ヲ定メラレ、富山縣下ニ於テハ左ノ二箇所ニ設置セラル、

下新川郡音澤村 黒部小林區署

上新川郡芦峯寺村 立山小林區署

二十六年、林區署官制改正セラレ、十大林區署トナリタル際、石川大林區署ハ長野大林區署ニ合併セラレ、富山縣ハ同大林區署管下ニ屬ス、黒部立山ノ二小林區署モ亦然リ、三十年六月石川大林區署更ニ復活セラレ、立山小林區署ハ黒部小林區署ト共ニ、石川大林區署ニ歸屬スルニ至レリ、三十六年十二月、石川大林區署ハ富山是レヨリ先キ立山ハ富山小林區署ト改稱セリ、黒部ノ二小林區署ト共ニ、大阪大林區署ニ合併セラレ、三十八年四月、富山小林區署ハ中伏木ト改稱シテ新湊町ニ移轉シ、黒部小林區署ニハ山崎、内山、片貝谷、舟見ノ四保護區、中伏木小林區署ニハ城端、大澤野、本宮、芦峯寺ノ四保護區ヲ設ケテ官林ノ保護ニ從事セリ、

〔參考〕

〔石川縣布達〕

今上天皇明治十一年

乙九十八番

今般越中國富山千石町二百二番地ニ於テ、山林局出張所ヲ開設シ、同所并飛騨國大野郡等官林ニ係ル事務、本月一日ヨリ同所ニ於テ取扱相成候趣、其筋ヨリ通知有之候條、自今右ニ關スル諸願伺等ハ同所へ可差出、此旨越中國へ布達候事、

縣令代理

明治十二年十二月十二日

石川縣大書記官熊野九郎

甲百四十一番

本縣下官林事務之儀、從前金澤富山兩出張所ニ於テ爲取扱候處、今般富山出張所ヲ廢シ、渾テ金澤出張所ニテ、本縣下官林ニ屬スル一切ノ事務爲取扱候旨、山林局ヨリ申來候條、此旨布達候事、

明治十三年六月十九日

石川縣令千坂高雅

〔富山縣報〕

告示第五十二號

石川大林區署黒部小林區署ノ位置ヲ、越中國下新川郡舟見町大字舟見村千五百九拾八番地ニ移シ、本年五月二十一日ヨリ同所ニ於テ、事務ヲ取扱フ旨、其筋ヨリ通知アリ、
明治二十六年五月三十日
富山縣知事徳久恒範

富山縣告示第三百三十四號

石川大林區署所管小林區署今般左表ノ通變更ノ旨、該大林區署長ヨリ通牒アリ、

明治三十一年八月二十六日

富山縣知事金尾稜嚴

名稱	位置	管轄區域	摘要
富山	富山縣富山市大字 富山四十四物町	越中國一圓 <small>(但黒部小林區署管轄ヲ除ク)</small>	元立山小林區署ノ名稱位置并區域ヲ變更セシモノ
黒部	同縣下新川郡舟見町	同國下新川郡	

八月 辛亥

舊富山藩士族に祿券を下賜す、

今上天皇明治十一年

〔富山市沿革志〕明治十一年八月、舊富山藩士族祿券下賜金額百拾萬五千七百七拾五圓ニシテ、其所有人員三千二十九人ナリ、

礪波郡天田越、婦負郡安養坊、兩新道成る、又越中、越後國界に境川橋を架す、

〔富山縣内務部土木課調査〕

天田越新道開鑿

加賀河北郡竹橋村ヨリ、天田越ヲ經テ、越中西礪波郡石動町ニ至ル、國道變更工事ハ明治十一年五月十一日工事ニ着手シ、同年八月十五日開道式ヲ舉行セリ而シテ道路ノ延長ハ五千二百九十一間六分、内加賀竹橋村、坂戸村、河内村、九折村、富田村、刈安村、越中坂村二千九百三十七間六分、越中後谷村、安樂寺村、二千三百五十四間ニシテ九千九百八十六圓五錢一厘ノ經費ヲ要セリ、潰地ハ耕地三町九反六畝二十五步、畦畔一畝六步、此地價金千三百八十二圓七十三錢四厘ナリ、

安養坊新道ノ開鑿

婦負郡西吳羽村及東吳羽村地内、字安養坊阪路ハ、屈曲狹隘ニシテ、人馬ノ通行甚ク不便ナリキ、然ルニ明治十一年 陛下北陸御巡幸ニ際シ、車道開鑿ノ必要

アルニ至リシ爲メ、御巡幸ノ紀念トシテ、安養坊新道ノ開鑿ヲ計畫シ、同年八月工事落成ヲ告ケ、以テ一般交通ノ利便アルニ至レリ、

境川橋ノ架設

越中、越後ノ國界ナル、境川ヲ橫斷スル個所ハ、古來地方勞働者ノ徒涉ヲ以テ、一般交通ノ便ニ供シタルモノナルニ、明治十一年七月 陛下北陸御巡幸ヲ機トシ、石川縣、新潟縣ノ兩縣共同シテ木橋ヲ架設シ、橋名ヲ境川橋ト名ケ、橋梁ノ修理保存ハ兩縣ニ於テ負擔ス、而シテ現在橋梁延長六十間一分、幅員拾八尺ハ、明治三十二年十一月架換ヘタルモノニシテ、此工費金九千八百七十九圓六十七錢ナリ、

九月 壬午朔

五日、^{丙戌}始めて魚津町に電信を開始す、尋て各地に及ぶ、

〔金澤郵便局調査〕

局名	電信開始年月日	届名	電信開始年月日
富山	明治十三年三月一日	入善	明治三十年二月二十一日
高岡	十二年九月一日	舟見	三十六年十一月二十一日

今上天皇明治十一年

二二二

伏木	同	十二年十月十日	三門市	同	三十年二月二十一日
魚津	同	十一年九月五日	生地	同	三十八年四月一日
泊町	同	二十二年十二月一日	滑川	同	二十一年五月一日
上市	同	三十年二月二十一日	水見	同	二十七年二月二十一日
水橋	同	三十年三月十一日	石動	同	二十三年一月一日
五百石	同	三十四年十二月五日	福光	同	二十五年三月十六日
岩瀬	同	十五年五月一日	戸出	同	三十三年十一月一日
大久保	同	三十四年十二月六日	福岡	同	三十年三月十一日
八尾	同	二十六年二月一日	津澤	同	三十六年十二月十六日
四方	同	三十年三月十一日	出町	同	二十五年三月十六日
新湊	同	二十四年三月二十一日	福野	同	二十五年三月十六日
小杉	同	二十六年二月十六日	城端	同	三十年十月二十一日
大岡	同	三十三年三月十六日	中田	同	三十三年三月十六日
海老江	同	三十五年十月二十五日	井波	同	二十五年三月十六日

今上天皇陛下 御巡幸あらせらる、

〔法令全書〕

明治十一年五月二十三日 太政官布告

來ル八月北陸、東海兩道ノ諸縣 御巡幸被仰出候條、此旨布告候事、

但御發途日限ハ追テ 御沙汰可有之事、

明治十一年八月十日 太政官布告

北陸、東海兩道 御巡幸來ル三十日、東京 御發登被仰出候條、此旨布告候事、

明治十一年十一月六日 太政官布告

來ル九月 還幸被爲在候條、此旨布告候事、

〔御巡幸に付沿道地方官心得書〕

一 御巡幸ノ儀ハ、親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虛飾

ニ亘リ、一體ノ 聖旨ニ不乖戾様、厚ク致注意、人民ノ困苦迷惑ニ不相成様、取

計候儀肝要ニ候事、○中

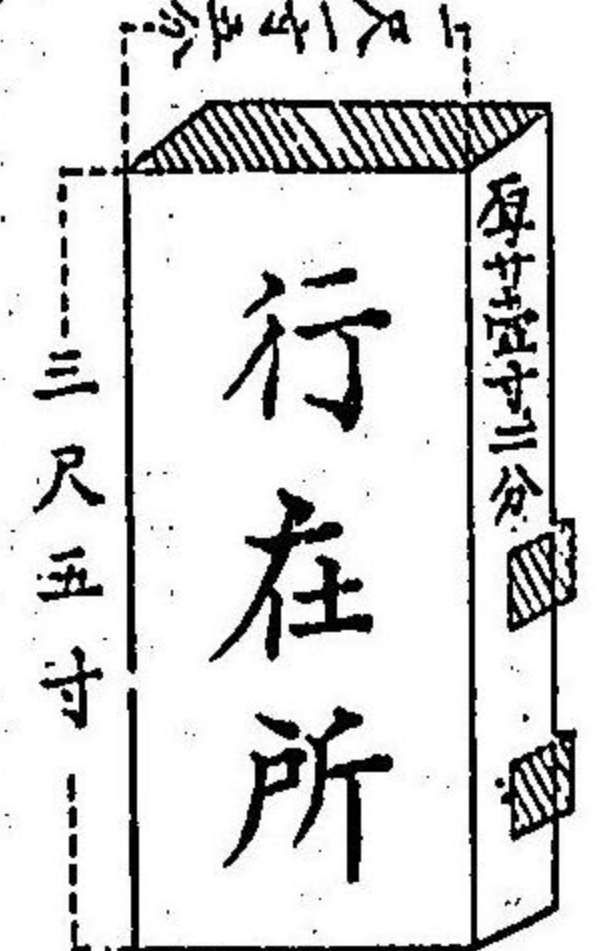
一 御泊驛ニ於テ 行在所ヨリ凡ソ十町内外ヲ隔候場所へ、非常 御立退所見

立置クヘキ事、○中

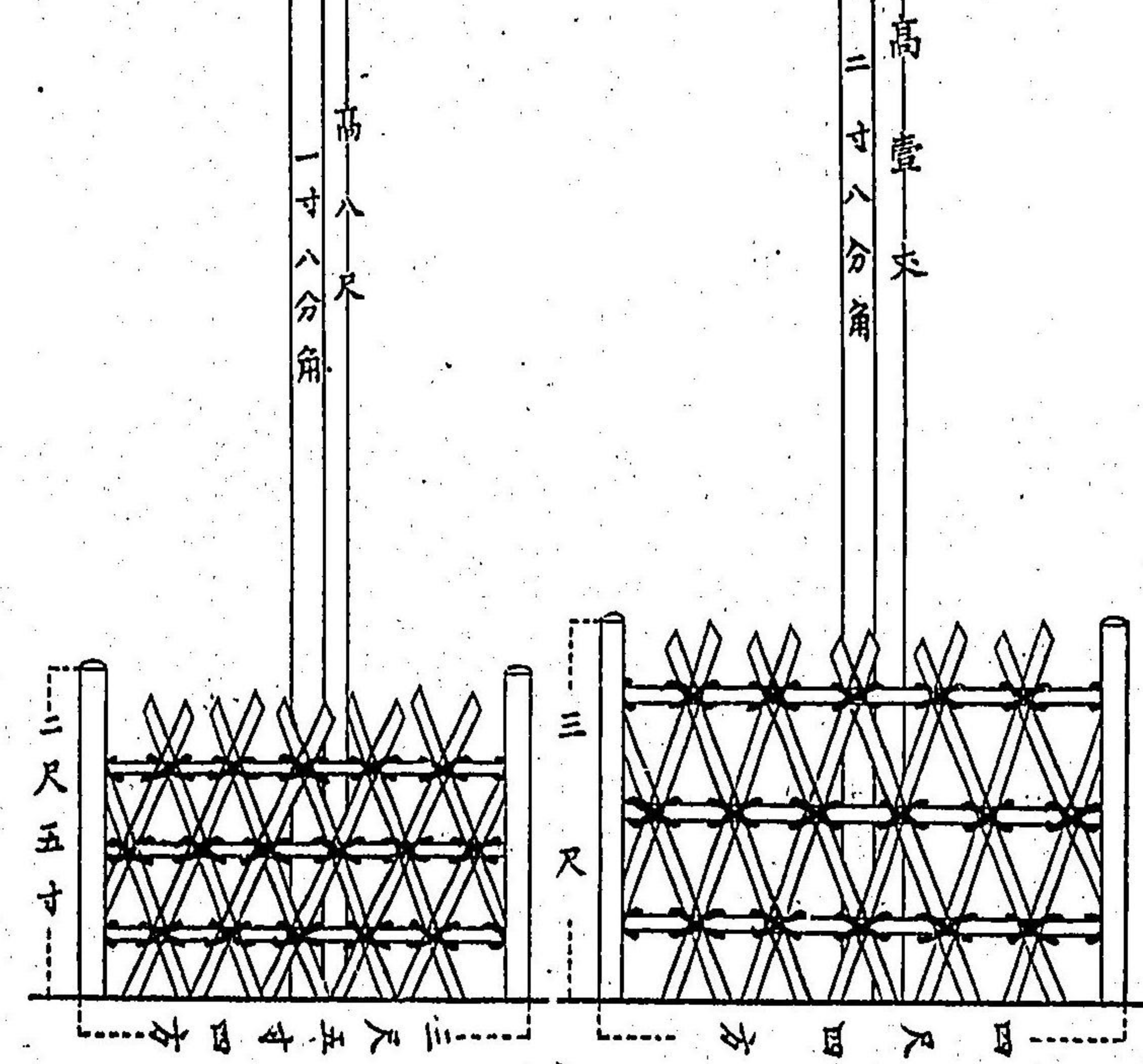
一 諸獻上物一切不相成事、○中

御晝
御泊

一御休泊、御小休トモ、其宿驛ニ於テ、別紙圖面ノ建札兼而拵置、行在所前へ



御小休



可相立事、○中

一行在所建札ハ、其家主へ被下候事

〔御巡幸に付沿道地方官心得書第二號〕抄

一別紙旅宿位置取調ハ、其官ニヨリ 行在所へ近キヲ主トシ、至ク大体ノ順次
ヲ示達スル迄ナレハ、官等ノ高下、人員ノ多寡、及家屋ノ廣狹、構造ノ美惡ニ應
シ、實際ノ取捨ヲ專要トシ、該書ニ拘泥セス、都合宜シキ様、注意可致候事

第一號	警部以下	第二十二號	警部以下
第二號	式部掌典	第二十三號	警部以下
第三號	參謀	第二十四號	警部以下
第四號	警部以下	第二十五號	警部以下
第五號	太政官御記官	第二十六號	警部以下
第六號	大臣	第二十七號	警部以下
第七號	宮内卿以下	第二十八號	警部以下
第八號	宮内省御記官	第二十九號	警部以下
第九號	侍從		
第十號	内廷御記官		
第十一號	大藏御記官		
第十二號	隱居局		
第十三號	内匠課		
第十四號	外一人		
第十五號	丁		
第十六號	警部以下		
第十七號	御厩課		
第十八號	馬丁		
第十九號	警部以下		
第二十號	警部以下		

今上天皇明治十一年

〔上新川郡役所調査〕

御巡幸御途中御馬車之節御列

地方警部馬騎兵同

近衛士官馬同同

從侍馬同同

御旗騎兵

上御馬車

地方警部馬騎兵同

近衛士官馬同同

侍從馬同同

侍補馬

宮内書記官馬

侍補馬宮内卿輔之内一員馬掌

大臣馬車 大警視馬

侍醫馬

地方長官馬

典馬 參議 陸軍少輔馬

太政官書記官馬

騎兵 同

内務書記官馬

騎兵士官喇叭手 同

騎兵 同

〔各郡市役所調査〕

御巡幸所在所并御休所取調

一宮崎村御小休

九里東太山

明治十一年九月二十八日午後三時、車駕新潟潟縣ヨリ御巡幸駐籠アラセラル、是日漁船ニ海水ヲ充タシ、種々ノ海魚ヲ游泳セシメ、天覽ニ供シ奉ル、木盃壹組奈良晒一疋ノ御下賜アリ、

一泊町驛御泊

伊藤祐明

同日午後御着籠、翌二十九日午前御發籠アラセラル、御紋章付三ツ組銀盃壹組、蒔黄緞子貳卷御下賜アリ、

一入膳村御小休

米澤紋三郎

同月二十九日午前御駐籠アラセラル、紅白縮緬各貳疋、三ツ組銀盃壹組御下賜アリ、

一飯野村御小休

御野立

同日、黒部川原ノ中央、風景佳キ地ヲ擇ヒテ、三間ニ二間ノ假殿ヲ設ケ奉レル所ニ、約十五分間御駐籠アラセラル、

一 沓掛村御小休

本傳寺

眞宗大谷派

同日御駐籠、當日ハ植木村ノ園道ニ沿ヒタル箇所ニ於テ、農民數十名農家實地ノ業務ヲ營ミ、米穀收穫ノ狀況等ヲ 天覽ニ供シ奉ル、御紋章付三ツ組木盃一組、白羽二重壹疋ヲ下賜アラセラル、

一 三日市驛御晝休

島直平

三ツ組銀盃一組、紅白縮緬二疋、金五拾圓ヲ同日御下賜アリ、

一 持光寺村御小休

大徳寺

眞宗大谷派

同日御駐籠、片貝川ヨリ嘉永年間ニ得タル一文字石、及經田村海灣ヨリ漁シタル「マツカサ」河豚ノ刺製等數十點ヲ 天覽ニ供シ奉ル、御紋章七箇所付御盃壹個、白羽二重一疋、金若干ノ御下賜アリ、

一 魚津驛御泊

寺崎與一郎

同日、午後御着籠、翌三十日御發籠アラセラル、郡内有志ノ所藏ニ係ル、鑽石十餘點ヲ 天覽ニ供シ奉ル、御紋章付銀製三ツ組盃壹組、紅白縮緬貳疋、金五拾圓、御料理貳人前ノ御下賜アリ、

一 追分村御小休

御野立

同月三十日、笠木村石倉孫三ナルモノ、發起ニテ、字西角地八百五十六番地ニ新築シタル、假殿ニ御駐籠アラセラル、

一 滑川驛御小休

竹中禎三郎

同日御駐籠三ツ組木盃一組、白羽二重一疋、金十五圓ヲ御下賜アリ、

一 水橋驛御晝休

廣瀬甚造

同日御駐籠、同庭内ニハ郡内ノ重要物産ヲ陳列シテ、天覽ニ供シ奉ル、三ツ組銀盃壹組、紅白羽二重貳疋、金五拾圓ノ御下賜アリ、

一 町袋村御小休

御野立

同日御駐籠、

一 町新庄村御小休

草野耕多

同日御駐籠、

一 富山驛御泊

中田清兵衛

同日、午後四時御着籠、翌十月一日御發籠アラセラル、
非常御立退所トシテ、富山梅澤町(行)計南ノ方 大法寺、及稻荷町(行)計北ノ方 藤岡(行)ヲセテ充テ奉ル、

- 一五福村御小休 觀音寺尼
- 十月一日午前御駐籠、金三圓御下賜アリ、
- 一中茶屋村御小休 島崎七右衛門
- 同日御駐籠、金二十圓ノ御下賜アリ、
- 一願海寺村御小休 佐崎伊作
- 同日御駐籠、
- 一小杉新町村御小休 寺林清憲
- 同日御駐籠、
- 一大門新町御小休 笠間之幹
- 同日御駐籠是日庄川雄神橋下ニ於ケル、鮭ノ捕獲方法ヲ橋上ヨリ 天覽ニ
供シ奉ル、
- 一高岡驛御晝休 育英小學校 立公
- 同日同校ニ於テ、御晝餐ヲ召サセラル、生徒ノ講習會ヲ開キ、聖徳ニ達シ奉
ル、還御ノ後生徒中優等ナルモノニ恩賜アラセラレ、且同校ニ金壹百圓御下
賜アリ、

- 一立野村御小休 長久寺 曹洞宗
- 同日御駐籠、
- 一四万驛御小休 島田七郎平
- 同日御駐籠、白布二疋、金五十圓御下賜アリ、
- 一今石助驛御泊 道林寺 眞宗大谷派
- 同日御着籠、翌十月二日、御發籠アラセラル、當日 天覽ニ供セシハ、今石助
町觀音寺管公繪像、内島村五十嵐政雄驛制ノ古鈴、野尻村菊地六郎平曲玉
ナリ、
- 一六天田峠御小休
- 同日四間ニ三間ノ假殿ニ御駐籠アラセラル、國境天田越ヲ御通過ノ上、加賀
國ヘ向ケ御越シ遊ハサル、該御休憩所マテハ、御馬車ニ召サレタルモ、同所ヨ
リ 御輿ニ御召換アラセラレタリ、

〔上新川郡役所調査〕

供奉勅奏任官人名

右 大臣 從一位 岩倉具視

宮 內 卿	正二位	德大寺實則
參議兼大藏卿	正四位	大隈重信
宮 內 大 輔	正五位	杉孫七郎
內 務 少 輔	正五位	林友幸
陸 軍 少 輔	正五位	大山巖
內務大書記官	正六位	品川彌次郎
大 警 視	正五位	川路利良
一 等 侍 補	正五位	土方久元
一 等 侍 醫	從五位	伊東方成
宮 內 大 書 記 官	從五位	香川敬三
同	從五位	山岡鐵太郎
二 等 侍 補	正六位	高崎正風
宮 內 權 大 書 記 官	正六位	堤正宜
三 等 侍 補	正六位	米田虎雄
同	從六位	山口正定

式部寮七等出仕	從三位	橋本實梁
兼一等掌典		
宮 內 少 書 記 官	從六位	櫻井純造
太政官少書記官	從六位	谷森真男
大藏省少書記官	從六位	橋本安治
同權少書記官	正七位	佐伯惟馨
少 警 視	正七位	佐和正
權 少 警 視	正七位	三間正弘
三 等 掌 典	正五位	岩倉具綱
侍	正三位	堀河康隆
同	從三位	高辻修長
同	正四位	富小路敬直
同	從四位	綾小路有良
同	從四位	西四辻公業
同	從四位	東園基愛
同	從五位	北條氏泰

從六位

片岡利和

同
宮内省御用掛取任

近藤芳樹

侍從試補

藤波言忠

同

荻昌吉

同

廣幡忠朝

同

平尾錦藏

〔御巡幸に付沿道地方官心得〕

御巡幸供奉官員姓名并旅宿割

第壹號

一上下十四人

此譯

岩倉右大臣

從者五人

小者五人則ナシ

車夫一人同

警部一人

馬丁一人

第二號

一上下六人

此譯

品川内務大書記官

車夫一人

日比内務二等屬

車夫一人兼則ナシ

村田同 五等屬

車夫一人

第三號

一上下十八人

此譯

大隈參議

從者二人

第四號

一上下拾六人

此譯

小者三人

佐伯大藏權少書記官

小者一人

判任 貳人

金子大藏一等屬警部一人

南同八等屬馬丁一人

小者一人

大藏御用小泉信吉

小者一人

開拓使雇高木彬敏一人

谷森太政官少書記官

櫻井同 少書記官

佐藤同 二等屬

中島同 二等屬

井手同 六等屬

伊坂同等外一等出仕

伊佐同等外一等出仕

鈴木同等外二等出仕

小者八人

第五號

一上下九人

此譯

德大寺宮内卿

從者壹人

杉宮内大輔

從者壹人

宮内省御任用近藤芳樹

第六號

一上下貳拾四人

此譯

雇

從者壹人

加藤殿夫

警部壹人

馬丁壹人

香川宮内大書記官

山岡同 大書記官

堤同 權大書記官

麻見同 二等 屬

田邊同 二等 屬

和田同 三等 屬

廣瀬同 七等 屬

高屋同 八等 屬

雇

五姓田義松

三島忠四郎

田中庫五郎

從者二人

小者九人

夫卒二人

第七號

一上下八人

此譯

橋本 二等 掌典

小者壹人

岩倉 三等 掌典

山田式部 五等 屬

藏田同 七等 屬

山田同等外三等出仕

今上天皇明治十一年

車夫貳人

一三〇

第八號

一上下八人

此譯

佐々木一等侍補

從者壹人

小者壹人

土方一等侍補

從者壹人

小者壹人

高崎二等侍補

山口三等侍補

第九號

一上下拾壹人

此譯

伊東一等侍醫

從者壹人

小者壹人

伊東三等侍醫

小者壹人

船曳醫員

岩井醫員

平野醫員

伊東醫員

高橋三等仕人

飯田三等仕人

第拾號

一上下八人

此譯

堀川侍從

今上天皇明治十一年

一三一

第拾壹號

一上下八人

此譯

大田	侍	從
西四辻	侍	從
北條	侍	從
増山	從	五位
藤波	侍	從
平尾宮内省	十等	出仕
夫卒	壹人	

高辻	侍	從
富小路	侍	從
東園	侍	從
片岡	侍	從
京極	從	五位

第拾貳號

一上下二十四人

此譯

荻侍	從	試補
廣幡宮内省	十等	出仕
夫卒	壹人	

内膳課

晝休之節ハ左之通
一上下七人
此譯松井宮内二等屬
音川同 八等屬
高木同 九等屬
外ニ判任一人
等外雇貳人
夫卒 壹人
泊之節ハ左之通

松井宮内	二等	屬
岡本同	七等	屬
音川同	八等	屬
桂同	九等	屬
高木同	九等	屬
杉山同	十等	屬
直江同	十等	屬
上田同	等外二	等出仕
五十嵐同	等外三	等出仕

一上下拾人

此譯松井宮内二等屬
 音川同 八等屬
 高木同 九等屬
 外二判任貳人
 等外 四人
 夫卒 壹人
 御駐蹕之節本文之通

安戶同 等外四等出仕

雁 小谷野善助

收山義路

村上光保

小林留吉

池田彌吉

夫卒三人

車夫六人

第拾三號

一上下拾壹人

此譯

調度課

谷村宮内二等屬

田村同 九等屬

加藤同 等外一等出仕

平井同 等外二等出仕

雁 石川竹次郎

夫卒六人

第拾四號

一上下拾壹人

此譯

内匠課

山口宮内 八等屬

堤同 十等屬

武宮同 等外一等出仕

職工八人

第拾五號

一上下二十八人

此譯

内廷課

小笠原宮内二等屬

葉室 雜掌

三澤 雜掌

改正

御駐蹕之節左之通

屬 貳人

畫休之節ハ左之通
 上下拾壹人ノ内
 一上下七人
 此譯
 判任壹人
 等外壹人
 職工五人

今上天皇明治十一年

雜掌拾貳人
拾四人

一三六

中野	藤島	岩崎	大谷	高見	坂本	吉利	鎌田	井上	三浦	松岡宮内八等屬
雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	雜掌	夫卒壹人
										車夫十三人

內廷課

第拾六號
一上下貳拾壹人

此譯

御盡休左之通
判任壹人
仕人壹人
五人

淵川宮内九等屬	內藤二等仕人	高柳二等仕人	木村二等仕人	先山二等仕人	佐々木二等仕人	三浦二等仕人	桂田二等仕人	肥田二等仕人	山本二等仕人	渡邊三等仕人	村山三等仕人	山田三等仕人	今泉三等仕人
---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

今上天皇明治十一年

一三七

第拾七號

一上下拾五人

此譯

松平三等仕人
 藤野三等仕人
 竹内三等仕人
 曾我三等仕人
 矢崎三等仕人
 藤山三等仕人
 夫卒壹人

内廷課

大岡宮内省等外一等出仕
 植澤二等仕人
 千代間三等仕人
 植三等仕人
 園部三等仕人

第拾八號

一上下貳拾七人

此譯

今上天皇明治十一年

御厩課

龜田三等仕人
 上田三等仕人
 田中三等仕人
 山本三等仕人
 轡轡三等仕人
 野崎三等仕人
 清水三等仕人
 近藤三等仕人
 谷脇三等仕人
 勝山三等仕人

川上宮内三等屬
 高木同九等屬

壹番

元藤 同 十六等出仕
 久保 同 十七等出仕
 京田宮内省等外一等出仕
 岡田同 等外一等出仕
 石山同 等外一等出仕
 雇世良田義盛
 伊藤新吉
 夫卒壹人
 車夫壹人
 拾壹人
 宮下 三等 馭者
 武部 五等 馭者
 小柴宮内省十五等出仕
 根村 同十五等出仕
 木村 同十六等出仕

貳番

第拾九號

一馬丁五拾五人

此譯

内列任燈人前日立之事

拾六人

御廐課

壹番 馬丁 拾九人
 貳番 同 拾八人
 三番 同 拾八人

第貳拾號

一上下拾四人

此譯

今上天皇明治十一年

二四二

第二十一號

一上下拾二人

此譯

橋本 大藏少書記官
 松本 同 四等屬
 堀 同 六等屬
 藤井 同 八等屬
 田中 同 八等屬
 鑑定方三人
 小者壹人
 車夫五人

警視本部

權少警視 壹人

一等警視 補壹人

屬官 貳人

等外 貳人

巡查 貳人

馬丁貳人

小者貳人

第二十二號

一上下七拾三人

此譯

警視本部

權中警部 壹人

甲ノ一 警部 補壹人

巡查 拾壹人

馬丁壹人

甲ノ二 警部 補壹人

巡查 拾壹人

巡查 拾貳人

甲ノ三 警部 補壹人

今上天皇明治十一年

二四三

第二十四號

一上下七拾三人

此譯

警視本部

乙ノ六

拾貳人

警部補 壹人

巡查 拾人

拾壹人

丙ノ一

警部 壹人

警部補 壹人

巡查 拾壹人

馬丁壹人

拾四人

丙ノ二

警部 壹人

警部補 壹人

巡查 拾壹人

拾貳人

丙ノ三

警部 壹人

巡查 拾壹人

拾貳人

丙ノ四

警部 壹人

巡查 拾壹人

拾貳人

丙ノ五

警部 壹人

巡查 拾壹人

拾貳人

丙ノ六

警部 壹人

巡查 拾壹人

拾貳人

第二十五號

一上下三十八人

此譯

警視第一部署

今上天皇明治十一年

二四八

甲 警部補 壹人
巡査 拾人

馬丁壹人

拾貳人

乙 警部補 壹人
巡査 拾貳人

拾參人

丙 警部補 壹人
巡査 拾貳人

拾參人

第二十六號

一上下三十八人

警視第二部署

此譯

甲 警部補 壹人
巡査 拾壹人

巡査 拾壹人

馬丁壹人

拾參人

乙 警部補 壹人
巡査 拾貳人

巡査 拾貳人

拾參人

丙 警部補 壹人
巡査 拾壹人

巡査 拾壹人

拾貳人

第二十七號

一上下三十八人

警視第三部署

此譯

甲 警部補 壹人
巡査 拾壹人

巡査 拾壹人

拾貳人

乙 警部補 壹人
巡査 拾壹人

巡査 拾壹人

今上天皇明治十一年

二四九

第二十八號

一上下三十八人

此譯

警視第四部署

巡査 拾貳人

警部補 壹人

巡査 拾貳人

警部補 壹人

巡査 拾參人

甲 警部補 壹人

巡査 拾壹人

馬丁 壹人

警部補 壹人

巡査 拾貳人

警部補 壹人

巡査 拾參人

丙 警部補 壹人

巡査 拾壹人

拾貳人

驛遞局

五島内務一等屬

山崎同九等屬

大野内務省等外一等出仕

近衛士官

比志島 少佐

本田 大尉

馬屋原 大尉

第三十號

一上下貳拾七人

此譯

高橋	中尉
磯林	中尉
川井	少尉
佐久間	少尉
大橋	少尉
細井	少尉
池田	少尉
小田	少尉
伊東	軍醫副
桑島	馬醫副
酒井	曹長

馬丁拾參人

第三十一號
一上下四拾八人

此譯

近衛騎兵

壹番	騎兵下士官以下拾六人
貳番	騎兵下士官以下拾六人
三番	騎兵下士官以下拾六人

第三拾二號

一上下六人

此譯

警視醫判任貳人

等外 貳人

小使貳人

第三拾三號

一上下拾四人

此譯

川路	大警視
田中	一等警視補
警部	貳人

屬官 三人
土井二等巡查
外 貳人

從者壹人
馬丁貳人
小者壹人

第三拾四號

一 上下五人

此 譯

大山陸軍少輔
高田中尉

從者壹人
馬丁貳人
馬二疋

第三拾五號

一 上下十二人

此 譯

井上參議

富士谷工部四等屬

波根同 五等屬

隨行判任 壹人

雁 荏原 爲 教

中上川彦次郎

小者四人

警部 一人

馬丁一人

合計八百三十五人

乘馬百十九疋

〔陸路廻記〕

市振を過て、越後越中の堺川あり、より石川縣なり此堺川は公式令に北陸

今上天皇明治十二年

道神濟とみえて義解に、越中興越後之界河也、類聚三代格にも神濟以北とあり、神名式に、新川郡神度神社といへるは、此川近くしつまりおはしませは、此名あるなりと、はやく越の衆といふ書にみえたり、三時はかりに泊につきぬ、宿の主を阿部孫七といふ、よき家なり、名立よりここまでは、御轡をかみに出たる人もなし、さるは南の方黒姫山などいふ大山あまたありて、其間の村々すむ人も少なければなるへし、

廿九日午前七時はかりに立せたまへり、行在所のあるし伊藤祐明、こたひおほん設に家あたらしく、造りかへたるを賞たまひて、銀盃緞子なとたまへり、こゝより三日市の間、浦山のかたより山路にかゝりて、愛本橋を過くと、入膳のかたより黒部川をわたりて行との二道あり、その黒部の川は、瀬多く雨には水かさまさりてわたりかたけれと、きのふけふ天氣なればうれへあらしと、入膳のかたにおもむかせたまへり、みちのかたへに假屋建て、わかき女ともあまた、綿を糸にひく、より梓にとり架にかけ、機に織るまでの業をなして、おほんめにふれさせたまふべく構へたるをは、かならずみそなはしゝなるべし、黒部川にいたりぬ、きゝしよりそまさりて、俗に四十八瀬といへるものもしくなけれ、やちまた

にわかれたり、堯惠法師が

四十餘りやつの瀬ながら、長雨にひとつ海ともなれるころかな

とよめる、げに梅雨にはさもあらんかとおもはれて、川中こゝかしこ草木生茂り、山にや野にやと、うたかはるゝところもありけり、なへてハ水淺くて、いつこも土橋をわたしたり、たゝ一所なけれひろく底深きがあるを、舟橋にせり、小学校の生徒を初め、男女皆こゝにてとや出きつらん、廣き河原も、ところせきまでつとへり、わたりたまひて、三日市を盡の御休所とせさせたまへり、そこを立て、布瀬川片かひ川なと過て、魚津につきぬ、こよひ佐渡に遣はされし、富小路侍從加部殿夫かへりきぬ、夜ふくるまで、寢もやらて、彼國のことも問ふに、略しか夜いたく更ぬれば、おのゝうちふしぬ、魚津は戸の數二千五六百もあり、むかし上杉謙信かこゝに城をかまへて、春日山の砦としたる所なれば、そのなこり今もにきはへり、

三十日曇りみ晴み定なくて、をりゝ雨ふれり、魚津を立て延槻川の假橋を渡り、水橋の驛に至る、こゝは枕草紙に、わたりは水橋とありて、名所なり、常願寺川とて、百三十五間の橋かゝれる川あり、橋の名をば立山橋といへり、此川もしく

は萬葉集なる、大伴家持のにひ川のその立山に、とこ夏に雪ふりしきておはせる片貝川のと、よまれし川にはあらぬにや、國圖にてみれば、三日市と魚津との間に、片貝川あれば、こはおのれかおしはかりなり、このところ堤にも、川原にもあまるまで、人おほくむれつとひ、學校の生徒もあまた立並ひたり、堤を過させたまひ、上人松と字せる所にて休はせたまへるに、此縣の大書記官熊野某おまへに出て、安政五年の震災に、立山のうち崩れたる所ありて、砂を流し、より川床いたく淺くなりて、その後としく、水の災にかゝれることも、委しく奏せり、新庄を過させたまひてよりは、富山まで一里あまりの間、家つゝきて、かとうちにも、軒の下にも、所せく男女おしこりう、こなはりゐたり、一時過るころ、富山につかせたまへり、おのれは三時につきぬ、こゝは金澤の前田氏の一族、前田何某のすみし所なるか故に、坊ひろく賑はへり、すへて越中は大きな國にはあらねと、地平らかにて田島廣く、民のなりはひ豊にみゆ、さるまゝにけふをばれと出たる、男女どもの姿かたち、ひなひたらぬか、いとおほく行かひする、其らうかはし、さあたかも、祇園山王の祭のことし、こよひ飛驒の古川の人、佐藤泰郷といふものゝ子、彦太郎とてまたいと若き男、渡邊章、後藤重泰といふ者と、とも

におのれを、とふらひきたり、泰郷はもと田中大秀か教へ子にて、物よく學へる人なるか、大秀なくなりしかは、おのれかもとに文通はし、古言の解かたきを考へたたしなとして、老てますゝ盛なる翁なり、されと拜みに出ることも、道とほくてさすがに、老のあゆみかなひかたく、所は山ふかき國なれば、御輩過させたまふへくもあらぬを、うちなけきて、

めぐります國見のためのみくるまも通はぬ山のおくそかなしき
とうめきゐるよし、いひおこせたり、またこの彦太郎も、

岩さきてかけち廣めてみくるまのかよはん國となすよしもかな

とよみて、父のこゝろをなくさめたりといへり、誠にさおもふらんと、あはれにおほゆるまゝに、こゝに記せり、かくて飛驒人のかへれる後、やとのあるしをよひて、布施のうみはとのわたりにやと、たつぬれとしらぬよしをいふ、いはせ野をとふに、今はこゝより西北にあたりて、東岩瀬、西岩瀬といふ村の侍る、かならすそこならんといへり、そのをりしも中講義尾山、今民山、本知雄などいふ人々きて、大伴家持の岩瀬の、秋萩しぬき駒なへて初とかりたにせてやわかれんと、よまれし所はそこなることうたかひなし、近き頃事好める人かたらひて、此

歌を石碑にし傍らに、

みやひたるむかしのあと、いはせ野にかはらて匂へ秋萩の花
といふ、千種有功卿のをも彫付て、かしこの日吉社の前にたてたりとかたれり、
後に金澤にても聞た、しけるに、そのむかしなからの萩なりとて、今も残れる
かあるを、加藤里路

いはせのやはつかにのこるはきかえにむかしの秋の露そこほる、
と、よみたりしよしを、かたれり、

十月一日、晴たり曉を拂ひて、富山をたち神通川の舟橋をわたる、万葉集にうさ
か川とあるこれなり、さるは飛驒の國を源にして、いと大きな流れなれと、渡
る瀬多みと、家持のよまれしことく、常は水すくなくて、洲多けれと、けふも田舎
より拜觀に出たるものとも、其洲になみたるも、また舟をうかへて、其舟にう
つくまりゐるも、いと多くて川の中、人あふれたり、中峠といふいさゝかなる、新
はりの坂をこえ、小杉を過て西南に向ひ、吳羽山といふにかゝりぬ、もとの道は
や、南のかたにありて、さかしければとて、嶺を切開き新に墾かへたり、凡七八
町の間なるへく、そのたむけにかまへしあつまやにしはし休へり、大かた此國

は泊の驛より、今石動に至りて三十里はかり、土平らかなれば、こゝより南東を
みわたすに、立山はるかにそはたちて、ひき續き美濃飛驒の山々の、つらなりた
たなはれる、そのなかめ、いひしらす、北西をかへりみれば、雲か波かはてもし
れぬまでとほく、沖の方打かすみ、心さへ行へなきやうに、おほえて、中々にひね
り出さんとすれと、ことのはも浮はねは、時はかり打なかめて立去ぬ、行々て手
崎戸破へちといふ里を過るに、戸つゝきにて坊まのことく賑はへり、二里余りきて
大門といふ所なり、坊の西のはつれに、庄川あり、これ万葉なる射水川なり、此川
も飛驒の國をみなもとにて、かみの方を雄神川といへり、流れ遠く大きな川
なり、長き橋を架せり、末は今石動より流るゝ、小矢部川と共に奈古の海におつ
とそ、このわたりなつかしき、万葉の名所とも、こゝかしこ多かれは、二日三日も
とゝまりて、尋ねみまほしけれと、せんかたなし、
射水かはむかしこひしき流れかなふちにやくまん瀬にやむすはん、

正風

いつみかは渚の洲鳥たちかねてむかしこひしき音をのみそなく

高岡に至りぬ、戸の數六千にあまれる所なれば、町のうちいたく賑はへり、前田

中納言利長の老て、すまれたりし城ありしか、みまか荒れし後、は毀ちたりとそ、ひるけたうへてや、來れるに、佐野六家といふ所あり、こゝより右に當りてみゆる山を、二上といふといへり、いと低き山なり、万葉集に玉くしけ、三上山は春花の咲けるさかりに、秋の葉の匂へる時に、立いて、ふりさけみれば、かんからや、そこはたふとき山からや、みかほしからんすめ神の、すそみの山の澁谷の、崎のありそに云々、又澁谷の二神山に驚そこむとふなとあるもて考るに、言葉の勢ひ、しか低き山ともおもはれず、また集中に二上山賦立山賦とならひたるによりても、さはかりに、こ小き山の如くはみえず、もしくは後の世に所をたかへて、傳へたるにはあらぬにやとおもへと、まさしく澁谷のさきのありそと、いへるか今もあるよしにて、万葉の十九の卷に、過澁谷崎見殿上樹といふ題にて、家持卿のよまれしつまゝも澁谷村の岩崎といふ所にありて、おのれかみたるは、はつかにたてるのみなれば、またいと小き木ながら、むかしおもひ出られしまゝに、よめりしとて、里路其歌をみせたりしかと、物のまきれに詠草をうしなへり、かゝれば所のたかへるにはあらしと、おもはるゝを、さる低き山をかくもてはやされしは、國府に近くて朝夕なれしたしまれたれば、なるへし、

我くるまいたくなひきそつはらにもみむとおもへ我ふたかみのやま

また、此二上の北にあたりて、布勢の湖もありしとそ、今はおほかた田畑となれり、万葉の註に、此海者有射水郡舊江村とみえたれと、そのふる江もいつくにかしられず、十二町瀉とてあるやそれならんと、里のものたにたととしけに、いふはかりなれば、まして平布の崎、垂姫の崎などの如き、湖のほとりなる所は、跡たにのこらさりけり、堯惠法師が寛政六年の善光寺紀行に、ふせの海のあたりになり侍り、はるくくと湖水をみわたせば云々と、いへるによれば、當時まではなほ大きな湖なりしさまなれば、慶長元和より後に埋めて、田に墾れるなるへし、さすがに奈古の江は、今も奈古の浦とて、其名のこりたり、

いつこそと布施の水うみ尋ぬれとむかしのかたものこらさりけり

越の國にては、湖をかたといふよし、きゝてよめるなり、また田兒は今も上田兒下田兒と二村にわかれて、其下田兒の細川柴莽といふ、くすしの家なる庭の白藤は、万葉によめる、名高き花のなこりをと、めたるなり、といひつたへたりとて、里路、

うちよする浪はたえてもたこのうらやむかしなからににほふ藤かな

とよみたりとかたれり、其里路におほかたの所のさまをきくに、射水川は、二上山の東北ひかしきたになかれ、奈古の海にいれり、其みなどよりや、かみのかたの、西の岸を五六町はなれて、古への國府こくふの跡あり、家持のすまれしはこゝなり、一宮國分寺もそのあたりに、なほのこれるよしなれば、いつこもく、古への舊跡ふるきあとにて、い
と行みまほしく、おもはるゝものから、私ならぬ旅なれば、空しく過ぬ、此はた
り、小矢部川橋かゝれり、渡れば、今石動なり、此驛は俱利伽羅山の東の麓にて、富
山にはくらへみるへくもあらぬ山里なれと、戸の數もいとおほくて、うるはし
くみゆる屋もあまたあり、行在所は、道林寺といふ眞宗の寺なり、本堂に何くれ
と、古物とも持出てつらねたり、其中に覺明法師か、木曾義仲の爲にかける願文
あれと、損なはれて字もみえず、また礪波郡の細島村新屋村の、籠渡しのかた長
柄の橋柱の聯あはせなりとあり、こは眞享の頃、津國西成郡柴島村といふ所の、田の中に
埋れたりしものにて、妙法院堯延法親王の

あしまよりみゆるなからのはしはしらむかしのあとのしるしなりりけり

と、歌よみたまへるかそひたり、いかなるよしにて、千里隔たれるこゝには、傳は
りぬらん、むかし後鳥羽の帝の、仙洞におはしまし、ほと、此橋柱を歌所の文藝
に作らせたまへること、家長記にみえて、そは瀧口盛房といふ者のとほつおや
の、川のみな底さくらせて、堀出たるよしなれば、そのかみは、なほみをのすちも
明らかにしられつらんを、其後またあまたのとしをへて、つひにもとのなかれ
は、田島となれる、まことにこの木の片をみても、世のうつりかはれるさましら
れたり、こよひ礪波郡下麻生村領内の庄川にてとれりとして、葦附といふものも
て來たる人あり、これも万葉集に、礪波郡雄神川邊作歌と端書ありて、をかみ川
紅にほふをとめらし葦附とると瀬にたゝすらしと、いふかみえて、注に葦附を
水松の類なりとあり、わか山口縣にては、川みるといへり、いつこにもあるもの
なれと、家持卿の歌によりて、こゝなるは、聲價こゑをましたり、これを眞淵は、ひしか
りなるへしといへるよし、略解にのせたるは、いたくたかへり、葦附といふ意は、
葦の根なとにまつはれつきたるをもて、いへるなるへし、雄神川は、かんの件に
いへる、射水川のみなかみなり、神名式礪波郡に雄神神社あり、其社に近く流る
ゝゆゑに、雄神川といひ、くたりて射水郡に入りてよりを、射水川とはいふなり、

二日、げふは天氣よし、今石動をたちて、安樂寺より山道にいる、いとよくはりたる道にて、ひとつたに、わたちにさはる石もあらねは、車のうちゆるやかにて、水きよらなる谷川にそひつゝ、のほるに、こきうすき紅葉岩間のよとみに、せかれたるみすてかたければ、流れもあへぬと、口すさみたるを、何事おほせらるゝにかと、車丁のかへりみたるもをかし、源平盛衰記に、中山とあるやこゝならん、今は天田越といひて、里人らの通ふ小みちなりしを、猿か馬場のかたは險しければ、こなたより御登を過させ奉らんとて、二里廿丁はかり、廣き道につくりなしたり、のほりてたむけの道天田の峰といふ所を、十餘丈はかり頂きを懸り崩し、右左を土塊もて、岩垣の如くたゝみたり、これらの費一萬圓に餘れりとそ、こゝなん越中と加賀との境なりける、しはしたむけに立て望に、西のかたに河北潟といふ湖みゆ、南に聳えて俱利加羅山みゆ、むかし源義仲の平家の軍と戦ひし時、樋口某を搦手につかはし、後ろの竹橋のかたを立きりて、猿か馬場より、俱利加羅の谷に追落し、所なり、

ふきそめしくりから谷のひとあらし都までこそ音ひゝきけれ、

〔富山市沿革志〕

九月三十日 聖上行幸アラセラレ、十月一日鳳輦ヲ富山ニ

駐メサセ玉ヒ、二日發輦アラセ玉フ、此ノ時行在所ハ、東四十物町中田清兵衛ノ家ナリ

〔婦負郡東吳羽尋常小學校報告〕

東吳羽村大字五福村禪宗尼大塚法眼(寺號

ナシ)方ハ、明治十一年十月一日、今上天皇陛下御巡幸ノ際、御小憩御馬車乗替遊サレタリシ所ニシテ、同宗派ノ管主ヨリ皇息軒ノ名ヲ受ケ、今ニ傳ヘタリ、

〔高岡市沿革志〕

十月二日 聖駕北巡アラセラレテ、育英小學校中央ニ玉ヲ

行在所ニ充テサセ玉ヒ、特ニ金百圓ヲ下賜シ、又生徒ノ講習會ヲ開キ、聖聽ニ達シ奉リタルニ、還御アラセラレシ後、生徒中恩賞ノ賜ヲ受クル者、凡ソ四十一人ノ多キニ及ヘリ、當時分教場ヲ立横町木町横田町ノ三處ニ設置セリ

十二月

朔癸丑

十七日、記郡區制定の爲め、礪波、射水、婦負、上新川、下新川の五郡役所を置く、
〔法令全書〕

太政官布告第十七號 明治十一年七月二十二日

郡區町村編制法左ノ通被定候條此旨布告候事、

第一條 地方ヲ畫シテ、府縣ノ下郡區町村トス、

第二條 一郡町村ノ區域名稱ハ、總テ舊ニ依ル、

第三條 郡ノ區域廣闊ニ過キ、施政ニ不便ナル者ハ、一郡ヲ畫シテ數郡トナス、
東四南北上中下 略 下

〔石川縣布達〕

甲百四十三番

本年第十七號公布ニ遵ヒ、是迄ノ區畫ヲ廢シ、郡區ノ制置順序并役所ノ位置、左ノ通り取定候條、此旨布達候事、

明治十一年十二月十七日

石川縣令桐山純孝

郡區ノ順	同役所ノ地	郡區ノ順	同役所ノ地
(南) 立條郡	武生町	河北郡	津幡驛
丹生郡	吉江町	羽咋郡	羽咋村
(足) 吉田郡	福井町	鹿島郡	七尾町
大野郡	大野町	(鳳) 珠洲郡	輪島町
坂井郡	坂井港	礪波郡	今石動驛
江沼郡	大聖寺町	射水郡	高岡町
能美郡	小松町	婦負郡	富山愛宕町

石川郡	松任町	上新川郡	富山惣曲輪
金澤區	金澤西町	下新川郡	魚津町

甲百四十七番

本年第十七號公布ニヨリ、今般設置候郡區ノ事務取扱所ハ、郡役所區役所可相稱、此旨布達候事、

明治十一年十二月十七日

石川縣令桐山純孝

〔富山市沿革志〕

明治十一年十二月十七日、郡區ヲ制定シ、新川郡ヲ割キテ上

下二郡トシ、石川縣支廳ヲ廢シ、上新川郡役所ヲ其ノ跡ニ假設セラル、而シテ金澤裁判所支廳ハ、依然トシテ其ノ傍ニ在レリ、又婦負郡役所ヲ、同郡富山藤井町ニ設置セラレタリ、

〔參考〕

〔富山縣布達〕

告示第十四號

礪波郡役所位置、同郡杉木新村ニ移轉ス、

今上天皇明治十一年

右告示候事

富山縣令國重正文代理

明治十九年二月八日

富山縣少書記官木間瀬柔三

〔富山縣知事官房調査〕

上新川郡長

任	命	退官轉任	氏名
未詳	未詳	未詳	津田弘
未詳	未詳	未詳	稻垣義方
十七年五月十七日	十九年八月二十五日		前田則邦
十九年八月二十五日	未詳		尼越悌輔
<small>兼</small> 二十一年十一月二十四日	二十二年五月二十八日		前田則邦
未詳	未詳		藤崎供秀
二十四年五月五日	二十六年七月五日		岩田忠益
二十六年七月六日	二十九年二月四日		石坂專之介

二十九日二月四日	三十一年十二月二十六日	奥田貞濟
三十一年十二月二十六日	三十四年十月八日	國枝逸獲
三十四年十月二十三日	三十六年三月九日	市川伯孝
三十六年三月九日		石坂專之介

下新川郡長

任	命	退官轉任	氏名
十一年十二月十七日	十三年十一月四日	横田榮純	
十三年十一月四日	十七年三月一日	吉崎宇一	
十七年三月一日	二十四年五月五日	岩田忠益	
二十四年五月五日	二十九年二月四日	奥田貞濟	
二十九年二月四日	三十一年十二月二十六日	秋永蘭次郎	
三十一年十二月二十六日	三十六年三月九日	藤井務	
三十六年三月九日	四十年一月三十一日	天野千代丸	
四十年一月三十一日	四十年十一月二十日	荒井克一	

今上天皇明治十一年

二七一

今上天皇明治十一年

四十年十二月十三日

二七二

佐伯範一

婦負郡長

任	命	退官轉任	氏名
十一年十二月十七日		十五年六月六日	市川伯孝
十五年六月		未詳	澁谷孝常
十八年十二月十四日		十九年八月二十五日	市川伯孝
十九年八月二十五日		二十二年五月二十八日	前田則邦
二十二年七月二十六日		二十五年二月九日	原弘三
二十五年六月八日		二十八年十月十二日	黒田剛
二十八年十月十二日		三十一年九月二十二日	倉山昌親
三十一年九月二十二日		三十二年八月九日	吉田安喜
三十二年八月七日			前田則邦

射水郡長

任	命	退官轉任	氏名
十一年十二月		十二年十一月	林定則
十二年十一月		十四年六月	三橋久實
十四年六月二十日		十五年六月六日	相馬朔郎
十五年六月六日		十五年十月三十一日	市川伯孝
十五年十二月十八日		十七年十月四日	佐藤暢
十七年十月四日		十八年十二月二十一日	百尾喬利
十八年十二月二十八日		十九年八月二十八日	澁谷孝常
十九年八月二十八日		二十年十二月二十八日	大渡直清
二十年十二月二十八日		二十二年三月六日	鈴木定直
二十二年三月十九日		二十三年十一月	金田清風
二十三年十一月		二十四年九月	新保利貞
二十四年九月十八日		二十五年一月八日	千々岩英一
二十五年一月八日		二十七年十月十七日	相馬朔郎

今上天皇明治十一年

二七三

二十七年十月十七日	二十九年十月三十日	原弘三
二十九年十月三十日	三十一年十二月二十六日	國枝逸獲
三十一年十二月二十六日	三十四年九月二十八日	與田貞濟
三十四年十月八日	三十六年三月九日	石坂專之介
三十六年三月九日	三十七年五月十六日	吉田安喜
三十七年五月十六日		藤井務

礪波郡長

任	命	退官轉任	氏名
未詳	未詳	未詳	石川兵藏
十七年五月十九日	二十五年一月八日		相馬朔郎
二十五年一月八日	二十五年九月十三日		千々岩英一
二十五年九月十三日	二十九年二月四日		白上俊一
二十九年二月四日	二十九 <small>トナル</small> 年三月三十一日分郡東礪波郡長		石坂專之介

〔石川縣布達〕

甲十七番

今般郡區制定候ニ付テハ、從來ノ屋敷□□□□ノ住居地所ノ番號□□地券何町村幾番地ト稱シ、戶籍調製可致、此旨相達候事、
但、調方ノ義ハ、郡區長ヨリ別段相達スヘシ、

明治十二年三月三日

石川縣令桐山純孝

戶長公撰假規則を定む、尋て其事務取扱の場所を戶長役所と稱せしめ、後戶長役場と改む、

〔石川縣布達〕

甲百四十四番

町村戶長公撰規則、追テ可相定候得共、今般新設戶長撰舉法別紙ノ通相定候條、此旨布達候事、

明治十一年十二月十七日

石川縣令桐山純孝

○別紙

戶長公撰假規則

今上天皇明治十一年

第一條 戸長ハ一町村或ハ幾町村ニ壹員タルヘシ、

第二條 戸長タルヲ得ヘキ者及ヒ之ヲ撰舉スルヲ得ヘキ者ハ、滿二十歳以上ノ男子ニシテ、其町村ニ本籍住居ヲ定メ、其町村ニ於テ地租口納スル者ニ限ル、

但左ノ各款ニ觸ル、者ハ、戸長及ヒ撰舉人タルヲ得ス、

第一款 懲役一年以上、實決ノ刑ニ處セラレタルモノ、

第二款 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ償却ヲ終ヘサルモノ、

第三款 職務アル者、

第三條 戸長ヲ撰舉スル前ニ當リ、郡區長ハ各町村ニ委員二人ツ、ヲ申付、之ヲシテ町村民ヘ本則ノ旨意ヲ明示シ、戸長ヲ單立ニスルカ、又ハ數町村ヲ兼ネシムルカ、人民ノ意向ヲ問シメ、而シテ日ヲトシ、公撰投票ノ紹介ヲナシ、該務ヲ取纏メシムルモノトス、

但委員ヲ撰用スルハ、便宜舊戸長副戸長ノ内ヲ加フルヲ可トス、尤戸數甚タ僅少ノ町村ハ幾町村ヲ兼チシムルモ妨ケナシ、○中

第七條 縣令ハ、郡區長ノ具狀ニ據リ、戸長ノ辭令ヲ作り、郡區長ニ降シ授付セシムルモノトス、

但、事實該町村ノ治否ニ關スル不都合等アリ、口口認ムルトキハ再撰ニ附シ、或ハ官撰ヲ以テ特ニ命スルコトアルヘシ、○下

甲百五十三番

町村戸長事務取扱候場所ニ於テ、名稱ヲ用ユル節ハ、戸長役所ト可相稱、此旨布達候事、

明治十一年十二月十九日

石川縣令 桐山純孝

甲五番

昨十一年十二月、甲百五十三番ヲ以、町村戸長事務取扱候場所、名稱戸長役所ト可相稱旨、示達候得共、右ハ都テ戸長役場ト可相稱、此旨更ニ布達候事、

縣令代理

明治十二年一月十八日

石川縣大書記官 熊野九郎

〔參考〕

〔石川縣布達〕

今上天皇明治十一年

甲百廿六番

客年甲百四十四番ヲ以テ布達候、町村戸長公撰假規則ヲ廢シ、今般更ニ戸長撰
舉法、別冊之通相定候條、此旨布達候事、

但、現任之戸長ハ、最前申付候月ヨリ起算、任期ノ年限取極メ候儀ト相心得ヘ
シ、

明治十二年八月廿一日

石川縣令千坂高雅

戸長選舉法

第一條 戸長ハ、毎町村ニ各一員ヲ公撰ス、又數町村ニ一員ヲ公撰スルヲ得、
略

明治十二年己卯

紀元二千五
百三十五年

二月乙卯

二十一日、亥乙上新川郡東水橋火あり、

〔滑川警察署調査〕

明治十二年二月廿一日午前三時、東水橋西濱町角川ヌイ

方ヨリ出火シ、折柄西南ノ風烈シク、且ツ水利悪ク、附近家屋ハ葦葺ノ多キ爲メ、
忽チニシテ家屋八十棟、土藏六棟、納屋二棟、船舶二艘ヲ燒失、同日午後六時鎮火

セリ、

二十四日、寅縣令、桐山純孝官を罷む、尋て千坂高雅之に任ぜらる、

〔石川縣布達〕

甲九番

石川縣令桐山純孝

依願免本官

右之通、過ル二月廿四日付ヲ以テ御達有之候ニ付、此旨布達候事、

明治十二年三月四日

石川縣

甲二十二番

内務少書記官正七位勳五等千坂高雅

任石川縣令

右之通、本月三日宣下相成候條、此旨布達候事、

石川縣令代理

明治十二年三月口日

石川縣一等屬三橋久實

今上天皇明治十二年

二七九

始めて縣會議員の選舉を行ふ、

〔石川縣布達〕

甲二十三番

明治十一年第拾八號公布ニヨリ、縣會ハ毎年三月開設可致筈之處都合有之本
年ニ限リ來ル五月發會ス、

一議員撰舉會期日モ、本年限リ來ル四月トス、

一議員ノ員數ハ初度之義ニ付、假ニ左之通假定ス、

但第二度撰舉ヨリノ員數ハ議會ノ議決ニ從フ、

礪波郡 五人 射水郡 五人

婦負郡 三人 上新川郡 五人

下新川郡 四人

一議員ノ内欠員ヲ生スルトキハ、會テ撰舉ノ節ノ順序ヲ以テ、順次次點ノ者ヨ
リ、代員ニ充テ點數アル者盡ルトキハ、其區限欠員代リ撰舉會ヲ開クモノト
ス

一〇不
一明

一議員撰舉ノ投票ハ、代人ニ托シ差出スモ妨ケナシト雖モ、町村戸長ハ代人ト
ナス可カラス、

一撰舉人被撰舉人トモ、年齢ハ撰舉會期月迄ヲ通算スヘシ、

一議長議員ノ旅費日當及書記ノ俸給旅費日當ハ、直チニ會議□□□□□□ヘ
シ、

右布達候事、

明治十二年□月□日

石川縣令千坂高雅

○明治十一年第拾八號ハ府縣會規則なり、

甲七拾六番

本縣々會議員人名別紙之通候條、此旨布達候事、

明治十二年五月十七日

石川縣令千坂高雅

○別紙

縣會議員交名

礪波郡田中村平民

得能通孝

- 全 三清村平民 武部尙志
- 全 福野村平民 山田正景
- 全 權正寺村平民 島 巖
- 全 福光村平民 前村俊造
- 射水郡新湊元伏木村平民 藤井能三
- 全 高木村平民 北本 栗
- 全 五十里村平民 高島廉太郎
- 全 大門新町平民 河合嘉平
- 全 串岡村平民 鷺山半吾
- 婦負郡道場村平民 舟木欣次
- 全 八尾町平民 橋瓜治郎作
- 全 下井澤村平民 吉田貞藏
- 上新川郡石割村平民 杉木彌八郎
- 全 宮路岩峠村平民 金山半治
- 全 新庄新町平民 高桑致芳

- 全 森尾新村平民 碓井敬治
 - 全 神田村平民 結城 奎
 - 下新川郡入膳村平民 米澤紋三郎
 - 全 佛田村平民 谷 順平
 - 全 泊町村平民 小澤興三
 - 全 舟見村平民 脇坂義平
- 越中國以外省略

甲七十七番

本縣々會議員補欠當撰人名別紙之通候條此旨布達候事

縣令代理

明治十三年四月六日

石川縣大書記官熊野九郎

○別紙

- 彌波郡二名欠員ノ代リ 彌波郡和泉村平民 石崎彦三郎
- 全 中田村平民 木澤成健

今上天皇明治十二年

二八五

射水郡三名欠員ノ代リ 射水郡加納村平民

扇澤權六

全 島 村平民

折橋二策

全 北野村平民

折橋介三

上新川郡壹名欠員ノ代リ上新川郡湯神子村平民

藤田作

○越中國以外省略

甲百六十七番

本縣々會議員々數更ニ左ノ通相定候條此旨布達候事

縣令代理

明治十三年七月二十四日

石川縣大書記官熊野九郎

礪波郡

五人

射水郡

五人

婦負郡

三人

上新川郡

五人

下新川郡

四人

計六十九人

○越中國以外省略

甲百七十七番

本縣々會議員第一回二年期ノ改撰ニ於テ左ノ通退任相成候ニ付退任者アル
郡區ニ於テハ來ル八月中ニ代員撰舉會開設候條此旨布達候事

明治十三年七月廿九日

石川縣令千坂高雅

射水郡

宮林彦九郎

射水郡

鷲山半吾

婦負郡

井城與八郎

上新川郡

杉木彌八郎

同

碓井敬治

同

結城奎

同

神保東作

下新川郡

脇坂義平

計三十四名

○越中國以外省略

甲二百二十二番

本縣々會議員退任者代員并補欠當撰人名左ノ通候條此旨布達候事

縣令代理

明治十三年十月七日

石川縣大書記官熊野九郎

礪波郡

礪波郡和泉村

石崎彦三郎

同 郡福野村

山田正景

射水郡

射水郡佛生寺村

岩間覺平

同 郡三日曾根村

宮林彦九郎

婦負郡

婦負郡草島村

井城與八郎

上新川郡

上新川郡滑川大町

神保東作

同 郡石割村

杉木彌八郎

同 郡森尻新村

碓井敬治

同 郡東芦原村

長瀬喜三治

下新川郡

下新川郡沼保村

伊東祐寬

同 郡入膳村 關與左衛門

同 郡若栗村 西田勝治

○越中國以外省略

甲八十二番

本縣々會議員解散相成候ニ付來六月中各郡區ニ於テ撰舉會相開候條每郡區定數議員並補欠員共撰舉可致此旨布達候事

明治十五年五月二十四日

石川縣令千坂高雅

告三十一番

本縣々會議員解散ニ付改撰候處左ノ人名當撰相成候條此旨告示候事
明治十五年七月十六日 石川縣令千坂高雅

礪波郡撰舉議員

礪波郡田中村 得能通孝

礪波郡四日町村 荒木六郎

今上天皇明治十二年

二八九

礪波郡三清村

武部 堅

礪波郡内島村

五十嵐政雄

礪波郡古上野村

朝倉幾太郎

射水郡撰舉議員

射水郡佛生寺村

岩間覺平

射水郡棚田村

稻垣 示

射水郡下余川村

南兵 吉

射水郡小林村

澤田平策

射水郡下余川村

金田金三郎

婦負郡撰舉議員

婦負郡松木村

重松覺平

婦負郡草島村

井城與八郎

婦負郡長澤村

數井養作

上新川郡撰舉議員

上新川郡栗山村

石坂專之介

上新川郡東岩瀬宿方

馬場道久

上新川郡石割村

杉木彌八郎

上新川郡滑川大町

神保東作

上新川郡春木村

堀内潤二

下新川郡撰舉議員

下新川郡生地村

田中文平

下新川郡若栗村

西田勝治

下新川郡入膳村

岡與左衛門

下新川郡泊町村

小澤 篤

○越中國以外省略

告三十七番

縣會議員改撰ニ付常置委員撰舉候處左之人名當撰相成候條此旨告示候事

明治十五年八月二十三日

石川縣令千坂高雅

越中國

二十八番議員 稻垣示
 四十五番議員 得能通孝
 四十四番議員 岩間覺平
 ○越中國以外省略

甲二十六番

本縣々會議員半数改撰期ニ付規則ニ依リ抽籤候處左ノ人名退任ニ付來四月中該郡區ニ於テ撰舉會相開キ候條此旨布達候事

明治十六年三月廿四日

石川縣令岩村高俊

礪波郡 武部 堅
 朝倉幾太郎
 五十嵐政雄
 島田孝之
 南兵吉
 射水郡 南兵吉
 神保東作
 上新川郡

宮崎重治
 馬場道久
 小澤篤
 田村文平
 下新川郡

五月^{甲申}

二十六日、^酉縣始めて縣會を開く、

〔石川縣布達〕

甲七十三番

本縣々會本月二十六日ヨリ相發キ候條此旨布達候事、

明治十二年五月十三日

石川縣令千坂高雅

〔石川縣調查〕

縣會決議之條件ニ付上申

當縣本年通常會其時々御届申候通リ去ル五月廿六日開會之處管内惡疫流行ノ爲メニ七月廿九日限リ一時閉會中休シ九月十三日ヨリ再ビ開議議事全ク結了本月十五日閉會則修正確定案等議長加藤恒ヨリ別册届出候ニ付審査候

今上天皇明治十二年

處別紙ヲ以テ相伺候巡查被服費外二件之外、不都合之廉モ無之ト認定セルヲ以テ、議決之通リ認可ヲ與ヘ申候、依テ別紙取調書、並ニ甲乙號議案、同決議案、臨時間題答議書モ相添ヘ、此段上仰候也、

石川縣令千坂高雅代理

明治十二年十月 日

石川縣大書記官熊野九郎

內務卿伊藤博文殿

○別紙省略

〔越中史畧〕

明治十二年度越中國地方稅

金三萬七千八百壹圓六拾貳錢六厘 戶數十三萬六千四百六十八戶

金六萬五千八百五拾五圓貳拾錢九厘 地租八拾四萬四千三百圓貳拾八錢

八厘

金壹萬貳千七百十八圓九拾五錢三厘

營業稅

金壹萬九千七百四拾六圓參拾八錢五厘

雜種稅

金四千百三拾圓七拾錢

漁業稅

合計金拾四萬二百五拾二圓八拾七錢三厘

〔石川縣布達〕

調十二番

郡役所

本縣通常縣會開設可致ニ付、其郡議員來ル六月三日限リ、來集可致旨可相達、此旨相達候事、

明治十三年四月二十二日

石川縣令千坂高雅

甲九十七番

本年通常縣會都合有之、追而相達候迄延期候旨、及布達置候處、來ル五月十日開會候條、此旨布達候事、

明治十三年四月三十日

石川縣令千坂高雅

甲百六十番

本年通常縣會、五月十日開會之處、七月二十日閉會候條、此旨布達候事、

今上天皇明治十二年

縣令代理

明治十三年七月廿日

石川縣大書記官熊野九郎

甲二百四十四番

臨時縣會十月廿三日開會之處、議事決了ニ付、本日閉會候條、此旨布達候事、

明治十三年十一月廿日

石川縣令千坂高雅

明治十四年五月廿日

本日縣會開場式執行セラル、ヲ以テ、午前第十時五十分、議長議員暨書記各通常禮服用、報鐘ニヨリ議事堂ノ中央ニ整列シ、暫クアリテ千坂縣令小禮服ニテ、屬官ヲ率ヒテ臨場、此時一同立禮ス、縣令直ニ告示所ニ進ンテ、左ノ旨ヲ演述セリ、

今日ハ規則ニ從ヒ十四年度通常會ヲ開ク、扱本年度ハ第四十八號ノ公布ニ據リ、縣廳舎建築修繕費、監獄費、同建築修繕費等ノ増加アリ、及土木費中、官費下渡金ヲ廢セラレ、其上物價ノ騰貴、夫是ニテ前年度ニ比スレハ、巨多ノ増加

ヲ要セリ、且土木費ハ前年度迄舊慣ニ依リタリモ、本年度ヨリ支出ノ方法ヲ改メントスルニ際シ、之ヲ悉皆沿川町村ノ支辨ニ任放セントスレハ、其町村ノミ負擔ニ耐ヘカタクハ論ヲ俟ズ、又河川ノ大小ニヨリ、地方稅支辨ノ區別ヲ定メンカ、徒ニ理論ニ流レ實際ニオイテ左支右吾不少、旁以テ此議案ノ調製ニハ頗ル苦心セリ、猶各員充分審議討論シ、其結果ヲ得ン事ヲ希望致ス、

甲四十三番

十五年度通常縣會、來ル廿八日ヨリ、金澤師範學校内明倫堂ニ於テ開會候條、此旨布達候事、

石川縣令千坂高雅代理

明治十五年三月十六日

石川縣少書記官大越 享

甲八十番

本縣縣會ニ於テ、縣令解任ノ建議ヲ議スルハ、法律ヲ犯スモノト認ムルヲ以テ、府縣會規則第三十四條ニ依リ解散申付候旨、內務卿ヨリ被達候條、此旨布達候

今上天皇明治十二年

二九七

事、

石川縣令千坂高雅代理

明治十五年五月十七日

石川縣少書記官大越 享

告三十番

明治十五年度通常縣會、五月三日中止候處、本月廿六日ヨリ、金澤師範學校内明倫堂ニ於テ開會候條、此旨告示候事、

明治十五年七月十六日

石川縣令千坂高雅

告五十二番

通常縣會議事未タ全ク結了セサルニ付、更ニ十月十六日迄、向三十日間延期候條、此旨告示候事、

明治十五年九月十八日

石川縣令千坂高雅

告六十九番

通常縣會、再三延期、本日ニテ滿期之處、議事猶全ク決了セサルニ付、向三十日間即チ十一月十五日迄延期候條、此旨告示候事、

明治十五年十月十六日

石川縣令千坂高雅

告八十三番

通常縣會、數度延期、本日ニテ滿期之處、議事猶全ク決了セサルニ付、向三十日間即チ十二月十五日迄延期候條、此旨告示候事、

明治十五年十一月十五日

石川縣令千坂高雅代理

石川縣大書記官園田安賢

告九十五番

通常縣會、數度延期、本日ニテ滿期ノ處、議事猶全ク決了セサルニ付、向一週間即チ本月廿二日迄延期候條、此旨告示候事、

明治十五年十二月十五日

石川縣令千坂高雅代理

石川縣大書記官園田安賢

七月^{乙酉}朔

十五日、^{乙酉}神社寺院等の明細帳を調製せしむ。

〔石川縣布達〕

乙六十二番

神社寺院並境外遙拜所、招魂社、祖靈社明細帳調製方、今般内務省ヨリ達相成候條、別紙書式ニ照準取調、本年十月限り郡區役所へ可差出、此旨社寺並招魂社等共口人へ布達候事、

但本文取調心得方ノ儀ニ付テハ、追テ郡區長ヨリ別段相達スヘシ、

明治十二年七月十五日 石川縣令千坂高雅

○別紙省略

〔參考〕

〔富山縣統計書〕

明治十六年
社寺抄

十六年	總數	國幣社以上	縣社	鄉社	村社	境外無格社	境内無格社
四、一〇五	一	八	三六	二、四〇五	一、三六九	二八六	

寺院

十六年	總數	天台	真言	淨土	臨濟	曹洞	眞	日蓮	時
一、四七五	八	五九	四七	一八	一〇七	一、一八二	五二	二	

神官及僧侶

種別	十六年	種別	十六年
神官	一五八	住職	一、三八一

八月^{丙辰}朔

一日、^{丙辰}礪波郡井波町、瑞泉寺火く、

〔井波警察分署調査〕 明治十二年八月一日、井波東別院失火ノ爲メ燒失ス、

〔東礪波郡井波^{高等}小學校報告〕 明治十二年、太子堂ヨリ出火シ、井波町瑞泉

寺ノ大門、菊ノ門、墓所門、倉庫ヲ除キ、悉ク灰燼トナリ、全十三年五月本堂六百二十五坪一合三勺ヲ再建ス、

十二日、^{丁酉}稻垣克歿す、

〔稻垣氏世譜〕

今上天皇明治十二年

稻垣碧峰名ハ克、字ハ子復、通稱藤兵衛、文化十年富山市舟橋今町ニ生ル、碧峰ハ其號ニシテ、少時容齋ト號ス、小迂、茗醉、嘉遜齋、皆ナ別號ナリ、父勘四郎椿齋ト號ス、又青々園ト號ス、町年寄役ヲ勤メ、佳評アリ、俳句及ヒ假名字ヲ以テ名アリ、天保五年八月廿四日病歿ス、母黒田氏、六男一女ヲ生ム、碧峰ハ其長子ナリ、人ト爲リ間靜少言、常ニ忠信篤敬ヲ操守ス、書法ヲ貫名海屋ニ學ビ、古法帖及ビ古人ノ真蹟ヲ集メ研究怠ラズ、天保元年八月京師ニ上リ、浦上春琴ノ門ニ入り、書ヲ學ブ、時ニ年十八、同二年三月春琴ノ北游ニ隨ヘ歸國ス、年三十ニシテ町年寄役ニ舉ゲラレタルモ、永ク俗地ニ立ツヲ欲セズ、遂ニ之ヲ辭シテ隱逸シ、専ラ讀書及書畫ノ臨摹ヲナス、田能村竹田嘗テ春琴ニ門弟中ノ秀才ヲ問フ、春琴曰ク、二三ノ高足アリト雖モ、他日大成別ニ機軸ヲ出スモ、ハ必ス碧峰ナラント、海屋亦推賞措カズ、書畫共ニ高雅殆ント和人ノ習氣ナシト云ヒ、深ク其都會ニ出デ、其絕技ヲ振ハサルヲ惜ム、後屢京師ニ遊ビ、竹田、梅逸、春琴、海屋、百谷、及ヒ日野鼎哉、小石榎園等ノ間ニ往來ス、一日春琴ヲ訪フ、壁ニ古畫羅漢渡水圖ノ小幅ヲ掛ク、一見其名蹟ヲ激賞ス、後チ春琴之ヲ人ニ語リ其具眼ヲ稱ス、海屋亦碧峰ノ書畫鑑識ニ富メルヲ賞ス、元治元年長崎港ニ遊ビ、清人王克三、徐雨亭、及逸雲、鐵翁

五岳等ト翰墨ノ交ヲ結ブ、明治六年京坂ヲ歷游シ、尋テ東京ニ出デ名聲益高シ、明治十二年八月十二日歿ス、碧峰夙ニ勤王ノ志ヲ抱キ、高桑菊陀等ト勤王論ヲ唱道シ、藩儒ノ蒙ヲ破ル、賴三樹北游ノ途次相見テ歎ブコト甚シ、淹留數月ニ涉ル、

十一月 戊子朔

十一日、戊戌高岡神社縣社に列す、

〔富山縣内務部社寺兵事課調査〕

縣社

鎮座地名	社名	境内坪數	昇格年月日
高岡市堀上町	高岡神社	關野神社境内ニアリ	明治十二年十一月十一日

是歲、虎列拉病流行す、

〔越中史略〕 十二年夏、越中各地ニ虎列刺病流行シ、死者一萬數千人ニ及ブ、

〔石川縣布達〕

甲百二番

虎列刺病、追々流行ノ徵効有之候ニ付、爲豫防來ル十一月ヨリ、一般公私中小學

今上天皇明治十二年

校休業可致、此旨布達候事、

但開業日限ハ追テ相達スヘシ、

明治十二年七月五日

石川縣令千坂高雅

甲百三番

此頃各地方ニ於テ、虎列刺病流行之處、右病毒追々蔓延、已ニ管内越前地方ヲ始メ、各郡區ニ傳播シ、日々該病ニ罹リ、及死亡候者陸續増加、殊ニ逐日炎暑ノ季節此勢ヲ以テ各地ニ波及傳染候テハ、前途實以容易カラサル事ニ候、依テハ此病毒流行中、豫防ノ爲メ諸祭禮、演劇場、人寄席□□興行等、人民ノ群集スル事業ハ、來ル十日ヨリ停止候條、此旨布達候事、

明治十二年七月五日

石川縣令千坂高雅

告二番

虎列刺病毒ノ眞ニ恐ルヘキハ、昨年流行ニテ人々ノ能ク知ル處ナリ、昨年該病ヲ煩ヒタルモノ、全國ニテ凡十餘萬人、其中我石川縣ハ三萬人ノ多キニ及ヘリ

○中略

明治十三年三月十三日

石川縣令千坂高雅

明治十三年庚辰

紀元二千五百四十年

四月

庚申

十三日、中宮内省より衛生費を賜ふ、是日、町村に衛生委員を置く、

〔石川縣布達〕

甲八十番

今般各郡區内町村ニ衛生委員ヲ設置シ、衛生上ニ關スル事件、左ノ手續書ノ通リ爲取扱候條、別紙〇別紙撰擧法ニ準據シ、本月三十日限リ、公撰投票可致、此旨布達候事、

明治十三年四月十三日

石川縣令千坂高雅

甲六十九番

別紙ノ通、宮内省ヨリ御達ニ相成、右ハ惡疫之慘毒名狀スヘカラサルヲ被聞食、衛生豫防之義、格別行届候様、厚思食ヲ以、内庫之金員下賜候義ニ付、此等之御趣

今上天皇明治十三年

三〇五

意篤ト奉體シ、各自衛生豫防ニ怠ラス、該病未萌ニ消除方專ラ盡力可致、此旨布達候事、

明治十三年三月廿七日

石川縣令千坂高雅

○別紙

衛生之儀ハ濟生之急務ニ候處、頻年惡疫流行、各地方官ニ於テ、豫防方厚ク盡力候得共、遂ニ比屋死亡一家滅絶ニ至候義モ有之趣、被聞食深ク惘然ニ思食候即今追々温暖之候ニ向ヒ候ニ付テハ、救慮ヲ被爲惱、衛生豫防向格別行届キ餘煩再燃セサル様、其筋ヘ厚御沙汰被爲在、尙衛生費トシテ、内庫之金千圓下賜候條、救旨ヲ奉體シ、病源ヲ未萌ニ消除候様、精々盡力可致候事、

明治十三年三月十八日

宮内省

〔參考〕

〔石川縣布達〕

甲百五十一番

明治十三年四月、甲八十番布達中、衛生委員撰舉法、別紙○別紙之通改定候條、本年十二月中改撰可致、地方衛生會之議決ヲ經、此旨布達候事、

明治十五年十一月八日

石川縣令千坂高雅

〔富山縣布達〕

甲第八拾八號

町村衛生委員撰任規則、別紙○別紙ノ通相定メ、來ル十月一日ヨリ施行ス、但明治十五年石川縣甲百五十一番布達及其他達指令等、本則ニ抵觸スルモノハ、本則施行ノ日ヨリ廢止ス、

右布達候事、

明治十七年八月四日

富山縣令國重正文

甲第六十五號

明治十三年四月、甲八十番布達、自今廢止ス、

右布達候事、

明治十八年八月廿八日

富山縣令國重正文

六月辛酉

富山商法會議所の設立あり、

〔富山日報〕

明治四十二年
二月七日

今上天皇明治十三年

式辭

富山商業會議所改築工を竣へ、茲に落成の式を擧ぐるに方り、宇佐美本縣知事閣下、並に官民知名諸君の賓臨を辱ふしたるは、大に光榮とする所なり、回顧すれば明治十三年六月、同志相謀り、富山總曲輪元廣貫堂内に、富山商法會議所なるものを設立したり、是れ實に本會議所の前身にして、之が設立の趣旨は、則ち實業上の長所は之を導きて益發達せしめ、其短所は之れを補ふて改善の途に就かしめ、惡弊矯正良習獎勵以て國富に貢献し、或は一般の輿論を徴して爲政者に具狀し、以て實業機關の中樞たらんとするに在り、越て明治十八年五月の大火に罹り、事務所全部烏有に歸せしにより、一時總曲輪増山五三郎氏の住宅を假りて事務を執り、同二十年に至り、更に有志の協商に由り、富山商工會議所と改稱し、中田清兵衛氏を推して會頭となし、事務所を總曲輪百七番地に建設したり、尋て明治二十六年に至り、二十三年九月十一日に公布せられたる、法律案第八十一號商業會議所を組織せんとの議、當時の富山市長前田則邦及び實業家關野善次郎、田中清次郎、故志波久次郎、故山野清平諸氏の間此起り、諸氏大に運動の勞を執り、同年主務大臣の認可を得て、會議所を組織し、會頭に關野善

次郎、副會頭に田中清次郎、山野清平氏を推選し、三氏其任に就き、事務所を西三番町二十番地に設置したり、二十七年八月殿町二十四番地へ轉し、翌二十八年七月、西三番町二十番地へ復歸す、三十年五月荒町二十五番地に移り、同年十一月農商務大臣の認可を得て、議事堂を殿町二十四番地に建築するの豫算を編成し、越て三十一年新築に着手し、十餘月を経て竣工せしか、不幸にも三十二年八月の大火に罹り、全部灰燼に歸し、一時富山米穀取引所内に於て事務を執れり、然れども其不便少からざりしにより、更に梅澤町滿淨寺内に假事務所を設け、三十四年四月に至り、西堤町十番地に移轉したり、然るに執務の上に支障多きを以て、三十五年七月西三番町三番地へ轉し、三十九年一月今町二十三番地へ移りたるも、獨り執務に不便なるのみならず、悉て市の面目を損するの虞あるを遺憾とし、昨四十一年九月臨時總會の決議を経て、此地所家屋を相し、遂に之を買收して改造に著手したり、爾後數箇月を経て漸く竣工を見るに至りしが、屋宇輪煥の美なしと雖も、事を議し事を執るに於て敢て支障なかるべきを信ず、由來此地は舊富山城の二階門内に在り、東南立嶽一帯の高峰を仰望し、西北吳山の勝地目捷の間に在り、今や市の主要地として重視せられ關係官公署

は附近に儼在し、本會議所の位置としては、極めて恰當ならんと思惟す、是れ本市の寛待を受け、殊に各有權者諸君の援護せられたる賜といふ可きなり、自今本會議所は克く此事歴を體し、以て熱誠事に當り、一層奮勵して商業上の福利を増進せんことを期す、來賓諸君幸に微衷を諒し、益眷顧せられんことを希望す、茲に本會議所設立並に改築の梗概を叙して、來賓諸君に告白し、聊か以て式辭と爲す、

明治四十二年二月六日 富山商業會議所會頭勳四等關野善次郎

八月壬戌

四日、丑富山病院内に醫學所を置く、

〔石川縣布達〕

甲百八十二番

今般左之ニケ所ニ醫學所開設候條、此旨布達候事、

但敷則並ニ入學ノ手續等ハ、追テ布達スヘシ、

明治十三年八月四日

石川縣令千坂高雅

富山醫學所（富山病院内）

七尾醫學所（七尾分病院）

〔參考〕

〔石川縣布達〕

甲百八十七番

今般縣會議決ノ趣認可候ニ付、福井富山兩醫學所ヲ廢シ、金澤醫學所へ合併、更

ニ金澤醫學校ト改稱候條、此旨布達候事、

明治十二年十一月十三日

石川縣令千坂高雅

是月、稻垣示等、高岡に於て自由主義の政社北立社を組織す、尋て國會開設の建白を提出す、

〔高岡市高等小學校報告〕

一明治十三年八月、稻垣示ノ主唱ニテ自由主義ノ政社ヲ興ス、之レヲ北立社ト號ス、

一明治十四年一月、稻垣示ノ主動ニテ北立自由黨ヲ組織シタリ、之レカ事務所ハ高岡坂下町ニ在リシ、

一稻垣示ハ明治十三年十一月、越中有志四千七十九名ノ寄托ヲ受ケ、國會開設

ノ請願書ヲ太政大臣ニ呈セシモ、拒否セラレタリ、

九月癸巳

二十四日、丙辰農事通信規程を設く、

〔石川縣布達〕

甲二百九番

明治十二年丙二百八番達、通信規則及現在之通信者ヲ廢シ、更ニ別冊之通、農事通信規程ヲ設ケ、通信委員ヲ置候條、此旨布達候事、

但從前布達等ノ、右ニ矛盾スルモノハ、總テ廢止ノ儀ト相心得ヘシ、

縣令代理

明治十三年九月二十四日

石川縣大書記官熊野九郎

○別冊

農事通信規程

第一條

通信委員ハ、一郡役所ノ下ニ、二名又ハ三名ヲ置ク、

但農學校又ハ農業會社、農事會ノ設ケアル地方ハ、該校等ニ通信事務ヲ負擔

セシムルコトアルヘシ、

第二條

通信委員ハ、官撰ヲ以テ縣令ノ命スルトコロトス、

第三條

通信委員ノ受持部落ハ、縣令之ヲ定メ通信委員ハ其部内ニ居住シ、左ノ條件ヲ負擔スヘシ、

一 農事通信

二 農産農具試驗及改良

三 農事統計

四 牛馬統計

五 水産統計

六 力農調査

略○下

〔參考〕

〔石川縣治一覽表〕

砥石	新川郡 福平、島尻	葛粉	新川郡 境村	熊鷹引	射水郡 大門	製藥	新川郡 富山
----	--------------	----	-----------	-----	-----------	----	-----------

今上天皇明治十三年

三一三

甲二百七十一番

鉞術灸點營業者假規則別紙〇別紙ノ通り相定候條此旨布達候事

縣令代理

明治十三年十二月廿八日

石川縣大書記官熊野九郎

〔參考〕

〔富山縣警察部衛生課調査〕

明治三十二年産婆名簿ヲ調査ス當時ノ産婆數ハ三百九十名ナリ、

明治十四年四月辛巳

紀元二千五百四十一年

四月乙丑

五日、巳婦負郡八尾町火あり、

〔八尾警察署調査〕

明治十四年四月五日八尾町大字天満町（當時小長谷村ト

稱ス）中川善十郎方ヨリ出火南風アリ延焼戸數七十二及フ、

十三日、丁礪波郡中田町火あり、

〔中田警察分署調査〕

明治十四年四月十三日午前一時礪波郡中田町大字中

田町荒井庄助ヨリ出火焼失家屋百四十戸、

五月乙未

二十八日、壬戌石川縣富山四獄署四を富山監獄署と改稱す、

〔石川縣調査〕

甲七十二番

今般縣廳内ニ監獄本署ヲ置キ、小松懲役署、金澤囚獄署、富山四獄署、七尾四獄署
ヲ各監獄署ト改稱候條、此旨布達候事、

明治十四年五月二十八日

石川縣令 千坂高雅

甲九十三番

本年七月一日ヨリ、越中國魚津、能登國輪島ニ監獄支署設置候條、此旨布達候事、

石川縣令千坂高雅代理

明治十四年六月三十日

石川縣少書記官 大越 亨

〔富山市沿革志〕

明治十六年四月、石川縣富山監獄署ヲ富山監獄支署ト改稱

セラル、

〔富山縣布達〕

今上天皇明治十四年

示第三號

石川縣元富山監獄支署ヲ、自今富山縣監獄本署ト相定、本日ヨリ事務取扱候條、此旨告示候事、

明治十六年七月一日

富山縣令 國重正文

〔富山縣法規類聚〕

告示第十八號 明治十九年十月五日

當縣監獄本署ヲ富山監獄魚津監獄支署ヲ魚津監獄、高岡監獄支署ヲ高岡監獄ト改稱ス、

〔富山縣報〕

告示第二十四號

高岡監獄及ヒ魚津監獄ハ來ル四月一日ヨリ廢止ス、

明治二十三年三月七日

富山縣知事藤島正健

〔法令全書〕

勅令第二百二十五號 明治二十三年十月十日

地方官官制〇節

第二十一條 府縣ノ事務ヲ分掌セシムル爲メニ、左ノ二部三署ヲ置ク、

監獄署

第二十二條 典獄ハ監獄署長トナリ、知事ノ命ヲ承ケテ、部下ノ官吏ヲ統督シ、所部ノ事務ヲ掌理ス、

勅令第六十二號 明治二十六年十月三十日

地方官官制〇節

第十六條 各府縣ニ左ノ部署ヲ置ク、

監獄署

第三十六條 知事ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ、須要ノ地ニ監獄支署ヲ置クコトヲ得、

附則

本令ハ明治二十六年十二月一日ヨリ施行ス、

〔富山縣報〕

富山縣告示第八十七號

本縣監獄署本日上新川郡堀川村大字西田地方村地内へ移轉ス、

今上天皇明治十四年

明治三十二年六月五日

富山縣知事金尾稜嚴

是月、富山に始めて新聞紙の發行あり、

〔富山警察署調査〕 明治十四年五月、山野清平社長トナリ、一番町ニ公美社ヲ設立シ、民權ヲ唱ヘ、初メテ富山ニ週刊越中新誌ト稱スル、八寸紙形新聞ヲ發行ス、之レ富山ニ於ケル新聞發行ノ嚆矢ニシテ、主筆ハ永井敬行ナリ、然レトモ數號ニシテ發刊セリ、

〔參考〕

〔石川縣布達〕

第七百二十二番

管下各區へ

別紙之通、日報社ヨリ願出聞屆候條、爾後新聞ニ記載可致奇事異聞ハ、直ニ同社へ可差廻、此旨爲心得布達候事、

明治七年十一月廿九日

權令山田秀典

○別紙

願

太政官記事刊行御用之儀、今般弊社東京日日新聞ヲ以被仰付候ニ付、其御縣ニ

被爲置候テモ、同様之振合ヲ以、左ノ條々御許可被成下度候、

第一條 天變地異、及ヒ孝子義僕之賞典、其他公布候テ可ナル條件ハ、弊社へ

當テ御送致被下度、

第二條 米價之高低ハ、人民ニ關係少ナカラサルニ付、平均之相庭或ハ一時

相庭共、其筋ヨリ書上之分、時々御送致被下度、

第三條 右兩條新聞原稿ト御記シ、無稅郵便ヲ以テ御下附被下度、

右御許可被下置候ハ、弊社新聞ハ、府縣公紙之一部ト相成無限之面目ニ有之候、依之此段願上候也、

明治七年十一月

東京日々新聞 日報社印

新川縣御廳

四月以來、庄川出水數度に及ふ、小矢部川、常願寺川、亦氾濫す、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十四年四月七日、庄川出水、中野村堤防欠壞、沿岸ノ田地ヲ荒廢スルコト許多ニ及ビ、救恤ノタメ金七千圓ヲ 皇室ヨリ下賜セラル、

明治十四年四月二十九日、庄川出水、柳瀬村堤防欠壞、百貳十間、田畑ノ流失スル

モノ數十丁、

明治十四年五月五日、庄川出水、淺井村堤防二間欠壞、大門町人家二戸流失ス、

〔大日本農史〕

下

石川縣ヨリ、管内水害ノ狀ヲ農商務省ニ報シテ曰ク、本年加

賀、越中ノ諸山大雪ナリシヲ以テ、曾テ春暖融雪ノ候ニ至テハ、多少水害アラシ
事ヲ憂慮セシニ、果シテ三月下旬ニ至リ、積雪一時ニ融解シ、爲メニ越中ノ小矢
部川及ビ加賀ノ手取川漲溢シ、四月下旬ニ至リ、諸川齊シク暴漲ス、之ニ加フル
ニ五月一日ヨリ八日ニ至ルノ間、連日大ニ雨降リシヲ以テ、益々汎溢シ、各地浩
渺トシテ、恰モ湖沼ノ觀ヲナセリ、是ニ於テ老幼ハ山野ニ遁レ、丁壯ハ屋上ニ起
臥スル等、其慘狀言フヘカラス、只幸ヒニシテ人畜ノ死傷ナシト雖、屋舎ノ浸
沒、堤防ノ破壞、耕地ノ流損等ニ至ツテハ、其幾許ナルヲ知ラス、他日之ヲ詳査開
申スル所アラントス、農務局陸産九二五

〔中新川郡三郷尋常小學校報告〕

明治十四年夏、常願寺川大ニ溢シテ、堤防破

壞シ多大ノ損害アリ、

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十四年八月卅一日、庄川出水、太田村堤防百

間破壞、田地ノ流失スルモノ三十五町、

六月 丙寅

十五日、庚辰、上新川郡滑川町火あり、

〔滑川警察署調査〕

明治十四年六月十五日、夜滑川町大字大町森權次郎方ヨ

リ出火シ、折柄南風烈シク爲メニ七百五十餘戸ヲ燒燼セリ、學校一、役場一、寺院

二、其災ニ罹リ、三名ノ燒死者アリ、翌十六日午前十一時ニ至リ鎮火セリ、

是夏、稻田に害蟲生ず、

〔越中地方農業雜誌〕

明治十四年ノ夏、土用ヨリ稻株ノ葉ニ、其色青キ俗ニス

キヤクト云虫、許多生シ害ヲナスニ付、其虫退治ナサントテ、種々ノ器械ヲ出來
シ、人民日々其事ヲ謀レ、急ニ消滅セズ、前ノ半土用中ハ左ノミ之レナク、後ノ
半土用ハ彌増其葉ヲ喰枯サントス、尤是レハ秋田ノ下モ出シ風ニ依テ生スル
ナラン、其風道ノ所ハ別テ強ク痛ムナリ、又朝日ノ影廻ク當ル所モ強クシテ、郡
中幾多ノ收穫米ヲ減シ、郡中ニテ射水郡ハ殊ニ強キ所儘アリ、其暮ニ至リ中ニ
ハ地租金ノ助成ヲ請願シ、村内社地ノ古木ヲ伐木賣却シ、其價ヒヲナスモア
リ、

九月 戊戌

今上天皇明治十四年

二日、亥海内果歿す、

〔吳陽遺稿〕

海内果小傳

海内果、字君育、號蒙堂、槐村、老田、皆其別號、越中射水郡中老田邑人、爲人剛毅敦朴、自幼不喜嬉戲、唯喜讀稗史、及長好學、涉獵群籍、慨然抱有爲之志、居常欽慕諸葛亮、述懷詩曰、身是不醫還不儒、老田村裏一耕夫、三餘困學君休嘆、諸葛當年亦我徒、父某爲邑之肝煎、嘗議事園村、不服欲推果代之、果時年二十二、辭曰、吾如代家翁何異、信玄之逐父而自立、吾豈爲信玄者乎、明治九年以選爲射水郡小杉區長、蓋非其所欲也、乃賦詩三首曰、羽扇綸巾制魏吳、當時諸葛本耕夫、出廬今我成何事、僅長彈丸一小區、僅長彈丸一小區、枉將二頃付荒蕪、有田今日吾慙汝、佩印紫々六國蘇、佩印紫々六國蘇、曾從鬼谷學陰符、何當我亦尋師友、匹馬單身赴帝都、然亦不敢廢事、并謂其所親曰、職務雖小、亦足以知民間事情、然不足行吾所學也、余將謝疾焉、適官廢區長、果喜曰、不煩辭表而吾願遂矣、乃出應日報社長福地氏之招、往東京爲其社員、於是果名陰然而起、石川縣令千阪君私勸果爲調查課長、果固辭不就、十四年八月歸省、九月二日病疫而歿、年僅三十二、聞者莫不痛惜焉、果嘗以硯北爲號、所業不一、

或躬耕隴畝以爲樂、或刻脚讀書、夜以繼日、或高枕甘睡、或沈吟獨座、每臨視海自誓曰、大丈夫縱不得提三尺逐鹿於中原、亦當赤手掣巨鯨于此溟渤之中也、世莫能測其如何人也、惜哉早沒、不能償其志、詩文遺稿若干篇存於家、

十月戌辰

十三日、庚辰射水郡古國府に水波教校の創設あり、後富山市に移り德風教校と稱す、

〔高岡市高等小學校報告〕

水波教校ハ、明治十四年十月十三日、古國府勝興寺ノ庫裏ノ一部ヲ假校舍ニ充テ開校、同十八年春、片原町元酬恩社ノ建物ニ移リ、同二十四年、櫻馬場ナル舊病院ノ建物ニ、同二十六年春、公園内射水郡會議事堂ニ遷リ、同二十七年十二月二十五日、空華教校ト合併、德風教校ト稱シ、富山市諏訪川原ニ假校舍ヲ設ケ、同二十八年一月ヨリ開校授業ヲナス、

是月、高岡に越中義塾の創設あり、

〔高岡市沿革志〕

明治十四年十月、此ヨリ前、大橋十右衛門、越中地方ニ人士ノ輩出セサルハ、西洋學術ヲ研習セサルニ職由セルヲ開悟シタリ、是ニ於テ一私學ヲ興起シ、以テ英

材ヲ教育スルノ、必須缺クヘカラサルヲ感覺シ、今月之ヲ片原横町ニ創立シテ、越中義塾ト名ケ、遂ニ其ノ素志ヲ貫徹シ、英漢二學科ヲ教授セシニ、幼年子弟ノ來リ學フ者頗ル多シ、○中

十七年九月、越中義塾ヲ閉鎖ス、曩キニ昨年十二月、徵兵令ヲ改正セラレ、本塾ニ在ル者ハ、官立府縣立學校生徒ト同シク、徵集ヲ猶豫セラルヘキ特典ナキヲ痛歎シ、今年三月第二回通常縣會ニ於テ、富山縣中學校分校ヲ高岡ニ設クル事ニ議及ス、然ルニ文部省ヨリハ、一縣ニ二中學校ヲ置カザル内規アル旨ヲ以テ、認可ヲ與ヘラレサリシカ故ニ、生徒追次ニ減少シ、爲ニ之ヲ永遠ニ保維スル能ハス、已ムナク之ヲ閉鎖セサルヘカラサルノ否運ニ會セリ、十右衛門ノ遺憾推シテ知ルヘキナリ、

〔中越明覽〕

大橋十右衛門君、○中射水郡高岡に住し、○中地方人士の歐西の學を解せざるを慨し、一私學を興して、有爲の才を養成せんと期圖す、會々友人海内果、東京日々新聞編輯に従事せり、之と相謀りて私學設立の事を決す、翌十四年十一月、之を高岡に興して素志を果せり、越中義塾是なり、肥後の英學者和田正修、豊後の儒者園田保を教師に聘して、英漢の二學科を教授す、縣下各郡少

壯子弟の來り學ぶもの、常に百餘名を下らず、熟運昌盛人才を陶冶すること頗る多し、會々一障礙の前途に横たはりて、遂に閉校するに至りしと雖ども、地方人士の翕然として、歐西學術の必要を感ずるに至りしは、實に君か啓發の力なり、

明治十五年壬午

紀元二千五百四十二年

一月庚子朔

一日、庚子是より先き違警罪目を定め、是日より實施す、

〔石川縣布達〕

甲第九十八番

刑法第四百三十條ニ依リ、本縣違警罪目、別冊○別冊之通り相定メ候、明治十五年一月一日ヨリ實施候條、此旨布達候事、

石川縣令千坂高雅代理

明治十四年

石川縣少書記官大越 亨

〔參考〕

〔富山縣布達〕

今上天皇明治十五年

甲第三十三號

本縣違警罪目別紙○別紙略ス之通制定來ル十七年一月一日ヨリ實施候條此旨布達候事

但明治十四年石川縣甲第百九十八番布達ハ同日限り適用セス

明治十六年十二月七日 富山縣令國重正文

縣令八十一號

本縣違警罪目左ノ通文○左記ハ略ス相定ム

但明治十六年甲第三十三號布達及本文ニ抵觸スル從來ノ達示ハ總テ廢止ス

明治二十年六月二十七日 富山縣知事國重正文

〔富山縣報〕

富山縣令第六十二號

明治二十年六縣令第八十一號本縣違警罪目左ノ通文○左記ハ略ス改正ス

明治二十八年八月十六日 富山縣知事徳久恒範

〔石川縣布達〕

甲九十八番

違式註違條例ノ儀ニ付テハ明治六年以降本縣并舊敦賀縣ヨリ追々及布達置候處近來等閑ニ相心得候向モ不尠依テ今般更ニ別冊○別冊略スノ通改正増加シ來ル明治十一年一月一日ヨリ管内一般施行候條改正増加ノ條目トモ篤ト熟知シ犯則ニ陷ラサル様可致此旨管内布達候事

但明治六年以來本縣並舊敦賀縣ヨリ布達候違式註違條例ノ儀ハ別冊施行ノ當日ヨリ廢止ノ儀ト相心得ベシ

權令代理

明治十年十一月一日 石川縣大書記官熊野九郎

四月庚午朔

常願寺川出水

〔富山縣警察部保安課調査〕

明治十五年四月下旬常願寺川氾濫西水橋町全町浸水田畑ノ損害セラル、モノ四十餘町歩ニ及ブ

五月庚子朔

十五日、寅氷見町火あり、窪村に延焼す、

〔氷見警察署調査〕

明治十五年五月十五日、氷見仕切町上田屋ヨリ出火シ、氷見町及窪村ニ延焼シ、月數千六百餘焼失、死傷者數十名ヲ出セリ、是月、田村惟昌等、越中改進黨を組織す、

〔富山警察署調査〕

明治十五年五月、高岡ニ於テ田村惟昌、米澤紋三郎、山野清平、横山隆通、藤井初太郎、數井養作、藤井能三、坂井敬義、鳥山敬次郎、寺林清憲、大橋十右衛門、正村義太郎、安念次左衛門、櫻井宗一郎、武部尙志、西能源四郎、島田孝之、五十嵐政雄等、主唱トナリ、越中改進黨ヲ組織ス、

〔中越明覽〕

政社政黨全國に勃興し、特に大隈板垣二氏の率ゐる、改進黨、自由の兩黨は勢力最も張る、我地方の如きも亦二個の黨派の興るありて、一を富山の自治黨と爲し、一を射水郡の自由黨と爲す、然れとも君○大橋十は兩黨共に意見を異にし、別に一黨を組織し、越中改進黨と名く、其性質は自治黨及び小杉の相益社員、礪波郡の北辰社員、其他の有志を統合せしものに係る、黨員千六百餘名（等脱カ）の多數に達し、君及び米澤紋三郎氏、四名（等脱カ）之が幹事に推されて、黨務幹旋の任に當る、

〔參考〕

〔富山警察署調査〕

明治十四年九月、富山光嚴寺ニ於テ、越中改進黨ノ懇親會ヲ開キ、尋テ大隈伯ノ改進黨ト氣脈ヲ通シ、當時ノ改進黨員藤田茂吉、同黨擴張ノ爲メ來富シ集會アリ、

六月辛未期

富山城址を公園となす、

〔富山市沿革志〕

明治十五年六月、巖キニ富山城址ヲ保存シ、古觀ヲ將來ニ傳フルノ精神ヲ以テ、公園設立ヲ上請セシニ、是ノ月ニ至リ許可ヲ得、九月二十七日、富山城址ハ既ニ公園トナリタルモ、未タ其ノ維持方法ヲ定メサリキ、然ルニ滋々荒涼ニ屬シ、往々見ルニ忍ヒサルヲ以テ、保存并ニ維持ノ一助ニ資センカ爲メ、地所建物ヲ擧ケテ一時之ヲ拜借センコトヲ上請セシニ、十月五日貸與ノ許可ヲ得、是ニ於テ花ヲ栽エ木ヲ植エ舊觀ニ復ス、亦徳ニ懐キ忘レサルノ意ナリ、

〔富山市小學校報告〕

富山公園記

今上天皇明治十五年

古今來之所最不能忘者、唯感恩之念與懷舊之恩耳、往々明君賢相德澤所被、雖時經數十年或數百年後之人、追懷流風、潁弔手澤、卽一物一節、猶愛護流連而不忍棄、證詩所詠召之棠、邨之黍、其最著者也、越中富山有公園、爲藩主前田侯舊邸、其士民大夫相謀、栽花植木以復舊觀、亦懷德不忘之意焉、余客富山、屬余爲文記之、并邀余一游入其園、登其堂、升高四望、堂宇剝落、園圃荒蕪、雜樹枯鶻、啼寒沙獸跡、殆不矐零落、蕭條之感、偕游諸君、對余涕泣而道曰、先生其未知我富山城之所由來乎、此城相傳始於水越氏、旣而神保氏、旣而佐々氏、迨豐臣氏、征佐々以前、田利家爲先鋒、佐々降、賜利家領加越能三州、世子利長始居越中富山城、罹火移駐高岡、三傳至利常、以其子利次復分封於富山、將築城於婦負郡百塚不果、遂脩葺富山古城居焉、相傳十三世、正德間、牙城又被火、假居東出丸者百餘年、天保初、利幹公復牙城、構營堂舍、今所存者卽其舊構也、然已毀落過半矣、此牙城之顛末也、若夫其地之勝、東朝立嶽、南迎牛嶺、西對吳峰、能登諸山、環抱於外、北面遼闊、遠瞻巖瀨海、近環神通川、川灘闊處爲夏日納涼之所、約計園中縱橫不下數十畝、樓臺鱗列、花樹烟迷、此牙城之勝概也、維新之初、廢藩爲縣、旣復改爲新川縣廳、明治九年又改爲石川縣支廳、且傍設裁判所、那役所、嗟乎、宮闈之地、易爲撫字之庭、觴詠之場、變作政形之署、官司集之、隸役居之、

罪奴幽之花木、因而變色、猿鳥爲之哀鳴、凡我士民瞻仰公堂、緬懷遺澤、每歎激流涕而不能自己者、非一日矣、迄於明治十三年、相率請於官、以存舊址、此公園之所由設也、先生其爲我記之、余聞之、喟然曰、昔者史遷登孔子之堂、少陵弔武侯之廟、縱時遠年、一經過其里閭、猶且悲歌浩嘆、感慨無窮、矧諸君者、身被賢侯之澤、食德飲和、匪伊朝夕、召氏之愛召公、邨國之懷邨伯、永矢勿諼、固其宜也、從此修其殿宇、闢其池臺、築舊日之荒城、培曩年之喬木、俾後人游此園者、瞻彼堂曰、此我先侯之所目賞也、撫彼一草一木曰、此我先侯之所手植也、時事雖殊、而其澤之在人心目者、斯千載常新焉、每值歲時、令節、殺羔獻韭、稱觥介壽、凡百士庶、復相與習禮於其堂、余更將歌閔宮斯于之什、以頌爾侯之德也、夫是爲記、

光緒九年歲在癸未春王正月 中泮 瀨東黍園王治本譚并書

〔參考〕

〔富山市沿革志〕 明治十六年六月十五日、會ッテ西町ニ在リシ所ノ時鐘臺ヲ、公園地内鐵門ノ側ニ移轉センコトヲ出願シ、二十六日許可ヲ得、日ナラスシテ之ヲ移轉ス、

十二月 甲戌 朔

今上天皇明治十五年

二十五日、戊戌射水郡二上紋右衛門及び長澤重義、紅綬章を賜はる、爾後受領者七名に及ぶ、

〔富山縣知事官房調査〕

石川縣越中國射水郡伏木町

二上紋右衛門

明治十四年十二月十四日、石川縣越中國射水郡伏木港沖合ニ於テ、同郡加納出村二口四郎右衛門、外三名乗組ノ商船暴風激浪ノ爲メ覆没シ、將ニ死ニ瀕スルヲ認メ、自己ノ危難ヲ顧ミス之ヲ救済ス、仍テ明治十四年十二月七日、勅定ノ紅綬章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス、

明治十五年十二月二十五日

長澤重義

明治十四年十二月十四日、石川縣越中國射水郡伏木港沖合ニ於テ、同郡加納出村二口四郎右衛門、外三名乗組ノ商船暴風激浪ノ爲メ覆没シ、將ニ死ニ瀕スルヲ認メ、自己ノ危難ヲ顧ミス、之ヲ救済ス、以下前文に同じ

明治十五年十二月二十五日

富山縣越中國射水郡新港六波寺村

小島彌兵衛

明治二十年十月二十七日、暴風ノ際本村海上ニ於テ、石川縣平民船本亥次郎外二名ノ破船ニ攀チ漂流セルヲ認メ、島勇助ト共ニ海中ニ投ジ、自己ノ危難ヲ顧ミス、之ヲ救済ス、以下前文に同じ

明治二十一年六月二十一日

富山縣越中國射水郡新港六波寺村

島勇助

明治二十年十月二十七日、暴風ノ際本村海上ニ於テ、石川縣平民船本亥次郎外二名ノ破船ニ攀チ漂流セルヲ認メ、小島彌兵衛ト共ニ海中ニ投ジ、自己ノ危難ヲ顧ミス、之ヲ救済ス、以下前文に同じ

明治二十一年六月二十一日

富山縣越中國婦負郡四方町

浦上外次郎

明治二十四年二月九日、同郡打出村字切り遠ヒ海岸ニ於テ、漁船一隻暴風ノ爲

メニ覆没シ、乗組人ノ死ニ瀕スルヲ認メ、自己ノ危難ヲ顧ミス、卒先身ヲ海中ニ投シ、三國太次郎等ト俱ニ、同縣平民百塚與三松ヲ救済ス、○以下前文に同じ

明治二十四年六月十五日

富山縣越中國婦負郡四方町

三國太次郎

明治二十四年二月九日、同郡打出村字切り遠ヒ海岸ニ於テ、漁船一隻暴風ノ爲メニ覆没シ、乗組人ノ死ニ瀕スルヲ認メ、自己ノ危難ヲ顧ミス、卒先身ヲ海中ニ投シ、浦上外次郎ト俱ニ、同縣平民百塚與三松ヲ救済ス、○以下前文に同じ

明治二十四年六月十五日

富山縣越中國礪波郡東蟹谷村大字名畑村

畑伊三郎

明治二十六年四月廿九日、本村林四郎右衛門作小屋失火ノ際、會々同人弟久藏ノ畑畑中ニ陥リ、方ニ死ニ瀕スルヲ認メ、自己ノ危難ヲ顧ミス、挺身猛火ヲ冒シ、爲メニ重傷ヲ被ルモ屈セス、遂ニ之ヲ救済ス、○以下前文に同じ

明治二十六年九月廿八日

富山縣越中國下新川郡境村

水嶋長太郎

明治二十六年十二月二十五日、本村字東地海岸ニ於テ、商船太平丸暴風怒濤ノ爲メ、破壊シ、乗組人ノ覆溺瀕死ヲ認メ、水島幸次郎ト俱ニ、自己ノ危難ヲ顧ミス、挺身激浪ヲ冒シ、爲メニ創傷ヲ受クルモ屈セス、遂ニ水夫若木三平外一名ヲ救済ス、○以下前文に同じ

明治二十七年五月二日

富山縣越中國下新川郡境村

水嶋幸次郎

明治二十六年十二月二十五日、本村字東地海岸ニ於テ、商船太平丸暴風怒濤ノ爲メ、破壊シ、乗組人ノ覆溺瀕死ヲ認メ、水島長太郎ト俱ニ、自己ノ危難ヲ顧ミス、挺身激浪ヲ冒シ、遂ニ水夫若木三平外一名ヲ救済ス、○以下前文に同じ

明治二十七年五月二日

是歲、始めて庄川及ひ小矢部川に砂防工事を行ふ、

〔富山縣内務部土木課調査〕

庄川及小矢部川上流砂防工事

内務省ノ始テ本縣ノ管内ニ、砂防工事ヲ施シタルハ庄川流域ニシテ、明治十五年
 年度ナリ、同年度ニ工事ヲ施シタルハ、庄川支流、小矢部川ノ小支、山田川水源大
 鋸屋村地内、及庄川ノ本流左岸、庄金剛寺村地内、其他庄川ノ右岸長崎村、及祖山
 村ノ地内ナリ、
 十六年度ニ於テハ、前記ノ各村地内、及ヒ同川右岸大崩、島壽川村地内、及同川左
 岸渡ノ原村地内、其他同川支流利賀谷川、仙納原村、及高沼村地内ナリ、
 十七年度、十八年度ニ於テ施シタル工事も、亦前記各村地内ナリシカ、其効果ヲ
 見サルニ先チ、同年度限り中止セリ、
 以上砂防工事ヲ施スト同時ニ、同省ハ庄川本流、及支流小矢部川ヲ實測シテ、以
 テ量水標ヲ創設セリ、
 又砂防工事ヲ施スト共ニ、本流及小流小矢部川、筑能町村、二上新村、五十里村、長
 慶寺村等ノ地先ニ於テ、始メテ粗朶及石材ヲ使用シテ、低水的改修工事ヲ施シ
 タリ、
 當時高岡市ニ於テ、内務省土木局出張所ヲ設ケ、本事業ニ關スル諸務ヲ處理シ、
 在勤シタル主ナル吏員ハ、庄川改修工事監督内務三等技師古市公威、高岡内務

省土木局出張所會計主務官内務一等屬原川魁輔ナリ、
 飛驒道路の開鑿竣工す、

〔富山縣内務部土木課調査〕

飛驒街道ノ開鑿

富山市西町地内國道線ヲ分岐シ、婦負郡細入村地内、飛驒國界ニ至ル道路ノ開
 鑿ハ、上新川郡大澤野村大字笹津村、婦負郡細入村大字笹津村間、神通川ヲ横斷
 セル笹津橋以北富山市迄ハ、明治十五年度ニ、同橋以南細入村大字蟹寺村迄ハ
 同十八年度ニ、同村以南飛驒國界迄ハ、同十九年度ニ、各竣功ヲ告ケタルモノナ
 リ、

明治十六年癸未

紀元二千五
百四十三
年

一月乙巳

十九日、癸亥、岩村高俊、石川縣令に任す、

〔石川縣調査〕

縣令岩村高俊ハ、明治十六年一月十九日ヨリ、同十九年七月十
 二日マテ在任ス、

二十八日、壬午、富山神通川の舟橋を木橋に改め、是日、渡橋式を行ふ、

〔富山縣内務部土木課調査〕

神通川舟橋ノ廢止木橋ノ架設

國道ノ神通川ヲ横斷スル箇所(富山七軒町間)ハ、船六十四艘ヲ鐵鎖ニテ連繫シ、五枚ノ板ヲ並ヘタル舟橋ヲ設ケ、以テ交通機關トナシタルモノナルモ、明治十六年ニ於テ、延長百貳拾貳間幅員四間餘ノ木橋ヲ架設シ、橋名ヲ神通橋ト名ケ、同年一月二十八日渡橋式ヲ舉行シタリ、其後二十七年十一月ニ於テ、架換ヲ爲シ、三十一年、同川取擴工事ノ施行ニ伴ヒ、延長二十八間ヲ繼足シタル爲メ、百五十間トナリタリ、

〔富山市沿革志〕

明治十五年十二月、是ヨリ先再舟ヲ撤シ、之ニ換フルニ木橋ヲ架セシニ新築落成ス、乃チ名ケテ神通橋橋ノ中央ヨリ、射水郡境ニ至ルマテ、ト稱ス、幅四間ニシテ長サ百二十七間ナリ、工費二萬五千八百四十七圓

〔參考〕

〔富山市沿革志〕

明治二十七年十一月二日、神通橋橋渡式ヲ舉ケラル、今年六月起工費金壹萬四千圓

是月、射水川口の賃取橋成る、

〔射水郡伏木郡常高小學校報告〕

從前射水川口ニ架橋ノコトナク、一ノ渡船アルノミニテ、交通上ノ不便云フヘカラサリシガ、明治十五年矢田村寺畑善五郎時ノ石川縣令ニ請願シ、同年十一月、十四ヶ年間賃取ノ許可ヲ得テ、架橋工事ニ着手シ、明治十六年一月渡橋式ヲナス、長サ百八拾七間、工費金七千五百圓也、其後期滿チテ明治貳拾九年縣之ニ代リ、伏木橋ヲ其跡ニ架ス、寺畑善五郎ヨリ聞取

〔參考〕

〔富山縣内務部土木課調査〕

河名	橋名	長	幅	架設年月日	摘	要
庄川	伏木橋	一九〇 <small>四</small>	一四 <small>八</small>	明治卅一年二月	縣道	新湊町大字中伏木町間 伏木町大字新島村間

五月乙巳朔

九日、癸丑石川縣を割きて富山縣を置き、國重正文縣令に任す、

〔法令全書〕

太政官布告第十五號 明治十六年五月九日 内務卿連署
今般富山佐賀宮崎三縣ヲ置ク、

今上天皇明治十六年

七月 丙午

一日、丙午富山縣廳を富山公園地に假設す、

〔富山縣布達〕

示第一號

當縣廳ヲ上新川郡富山公園地ニ假設シ、本日開廳事務取扱候條、此旨告示候事、

明治十六年七月一日

富山縣令國重正文

警察本署を富山に假設す、

〔富山縣布達〕

示第二號

警察本署ヲ、上新川郡富山惣曲輪公會所ニ假設シ、本日ヨリ事務取扱候條、此旨告示候事、

告示候事、

明治十六年七月一日

富山縣令國重正文

〔參考〕

〔富山市沿革志〕

明治十八年十一月一日、富山公會所ヨリ警察本署九月五日

埃工ス、ヲ縣廳構内ニ移轉セラル、公會所トハ、舊區務所跡。

〔富山縣知事官房調査〕

明治十六年七月一日、警察本署假設、
同 十九年七月十二日、警察本部ト改稱、
同 廿六年十二月一日、警察部ト改稱、
同 卅八年四月十八日、第四部ト改稱、
同 四十年七月十二日、警察部ト改稱、

〔富山縣知事官房調査〕

警部長事務官（警察部長）

任 命	退 官 轉 任	官 名	氏 名
十六年五月十六日	十九年二月廿三日	警部長	大渡直清
十九年二月廿三日	廿二年三月六日	同	脇坂兵太
廿二年三月六日	廿五年八月十九日	同	鈴木定直
廿五年八月十九日	廿九年十二月一日	同	吉見 輝
廿九年十二月二日	卅年十一月十四日	同	磯谷熊之助

今上天皇明治十六年

卅年十一月廿五日	卅二年四月八日	同	藤好乾吉
卅二年四月八日	卅六年七月十六日	同	並河 一
卅六年七月十六日	卅八年八月十六日	警部長	久保通猷
卅八年八月十六日	四十年一月十四日	事務官	堀口助治
四十年一月十四日	四十年七月十三日	同	長野 幹
四十年七月十三日		同	中野有光

三十日、乙、税區域を定む、

〔富山縣布達〕

乙第四十六號

郡 役 所 戶長役場

本縣下收税區域別紙之通被定候條爲心得此旨相達候事、

但爲替方出張日限ノ儀ハ、追而主務課ヨリ通知スヘシ、

明治十六年七月三十日

富山縣令國重正文

大藏省爲替方

〔參考〕

〔富山縣布達〕

示第百九號

今般國稅檢査員派出所ヲ左ノ個所ニ設置シ、來ル八月一日ヨリ國稅ニ關スル檢査事務ヲ取扱ハシム、

國稅檢査員派出所

一 上新川郡

上新川郡富山西四十物町二十三番地

同

一下新川郡

下新川郡魚津大町六番地

同

一 射水郡

射水郡高岡堀上町五十九番地

同

今上天皇明治十六年

一 礪波郡 礪波郡今石動上越前町三百四十五番地
右告示候事

富山縣令國重正文代理

明治十八年七月廿七日 富山縣大書記官前田利充

示第百十七號

本年七月示第百九號國稅檢査員派出所ヲ、租稅檢査員派出所ト改稱ス、
右告示候事、

富山縣令國重正文代理

明治十八年八月廿二日 富山縣大書記官前田利充

〔金澤稅務監督局調査〕

明治十七年五月太政官第四十七號及第四十八號達ヲ以テ、府縣官職制中新ニ
收稅長及收稅屬ヲ置キ、其職務ヲ定メ、從前ノ租稅局出張所ニ於テ掌理シタル
事務ヲ移シテ、再ヒ府縣ノ管掌ニ屬セシム、之レ實ニ收稅專任官吏ヲ置ク權與
ナリ、此改革ノ際富山縣ニテモ亦收稅課ヲ置キテ、收稅事務ヲ分掌セシメタリ、
明治十九年七月勅令第五十四號ヲ以テ、地方官々制ヲ定メラレ、府縣ニ收稅部

ヲ置キ、租稅ノ賦課徵收及徵稅費ニ關スル一切ノ事務ヲ分掌セシメ、部中更ニ
課ヲ設クルコトトナレリ、

〔富山縣報〕

告示第六十九號

本年五月勅令第六十三號ニ據リ、本縣收稅部出張所名稱區域及位置、左ノ通相定
メ、七月一日開廳ス、

明治二十二年六月十四日 富山縣知事藤島正健

名	稱	所轄區域	位
富山縣收稅部上新川出張所	上新川郡	富山市大字富山山王町上新川郡役所内	置
富山縣收稅部婦負出張所	婦負郡	富山市大字富山藤井町婦負郡役所内	
富山縣收稅部下新川出張所	下新川郡	下新川郡魚津町大字魚津大町下新川郡役所内	
富山縣收稅部射水出張所	射水郡	高岡市大字高岡定塚町射水郡役所内	
富山縣收稅部礪波出張所	礪波郡	礪波郡出町大字杉木新村礪波郡役所内	
富山縣收稅部富山出張所	富山市	富山市大字富山山王町上新川郡役所内	
富山縣收稅部高岡出張所	高岡市	高岡市大字高岡定塚町射水郡役所内	

告示第百十七號

明治二十三年十一月十一日大藏省令第二十九號ヲ以テ、本縣直稅分署、間稅分署位置管轄區域被定候ニ付、名稱番地左ノ通り相定ム、

明治二十三年十一月七日

富山縣知事森山 茂

富山縣直稅署富山分署 富山市大字富山總曲輪二百七番地

富山縣間稅署富山分署 同 上

富山縣直稅署魚津分署 下新川郡魚津町大字魚津大町十三番地

富山縣間稅署魚津分署 同 上

富山縣直稅署高岡分署 高岡市大字高岡堀上町四十二番地

富山縣間稅署高岡分署 同 上

富山縣直稅署出町分署 礪波郡出町大字杉木新村礪波郡役所内

富山縣間稅署出町分署 礪波郡出町大字杉木新村百二十五番地

〔富山縣法規類聚〕

告示第百十二號 明治二十六年十一月廿四日

明治二十六年十月勅令第百六十四號ヲ以テ、府縣收稅署位置、及ヒ管轄區域定メ

ラレ候ニ付、名稱番地左ノ通り相定ム、

名	稱	番	地
富山縣	富山收稅署	富山市大字富山總曲輪二百七番地	
富山縣	魚津收稅署	魚津町大字大町百三十二番地	
富山縣	高岡收稅署	高岡市堀上町四十二番地	
富山縣	出町收稅署	出町大字杉木新村二百六十四番地	

是月、富山縣、始めて縣會議員の選舉を行ふ、

〔富山縣布達〕

甲第一號

本縣々會議員、々數次回改選迄、左之通相定候條、本月中各郡ニ於テ、撰學會相開
ラキ撰定スヘシ、此旨布達候事、

明治十六年七月二日

富山縣令國重正文

上新川郡

五人

婦負郡

三人

下新川郡

四人

射水郡

五人

礪波郡

五人

示第廿號

當縣々會議員當撰人名左ノ通リニ候條此旨告示候事

明治十六年八月一日

富山縣令國重正文

上新川郡撰舉

上新川郡高柳村平民

寶田 彌六

同 郡滑川大町平民

神保 東作

同 郡橫法音寺村平民

堀田 周造

同 郡的場村平民

水野 忠嗣

同 郡東岩瀬宿方平民

馬場 道久

婦負郡撰舉

婦負郡草島村平民

井城 與八郎

同 郡松木村平民

重松 覺平

同 郡長澤村平民

數井 養作

下新川郡撰舉

下新川郡入膳村平民

米澤 紋三郎

同 郡三日市村平民

菅野 新作

同 郡四ッ屋新村平民

田村 惟昌

同 郡生地村平民

田村 文平

射水郡撰舉

射水郡佛生寺村平民

岩間 覺平

同 郡下余川村平民

南 兵吉

同 郡水戸田村平民

堀 宗平

同 郡阿尾町平民

島尾 三郎

同 郡橫田村平民

廣岡 萬九郎

礪波郡撰舉

礪波郡島新村平民

島田 孝之

同 郡田中村平民

得野 通孝

同	郡内島村平民	五十嵐政雄
同	郡三清村平民	武部 堅
同	郡同 村平民	武部 尙志

〔参考〕

〔富山縣布達〕

示第四拾五號

今般臨時會ニ於テ常置委員撰舉候處常撰人名左之通ニ候條此旨告示候事、

明治十六年九月二十九日

富山縣令國重正文

常置委員當撰者

數 井 養 作 岩 間 覺 平

島 田 孝 之 寶 田 彌 六

五十嵐 政 雄 神 保 東 作

田 村 文 平

甲第五十二號

本縣會議員各郡選舉人員通常縣會ノ議決ヲ經自今左ノ通相定ム、

右布達候事

明治十七年五月二十三日

富山縣令國重正文

富山縣會議員撰舉員數

上新川郡	五人
婦負郡	三人
下新川郡	四人
射水郡	五人
礪波郡	五人
合計	二十二 人

示第五十八號

當縣々會議員第一回改撰期ニ於テ左ノ人名退任相成候ニ付本月中各郡ニ於テ撰舉會ヲ開設ス、

但會場日限ノ義ハ追テ該郡長ヨリ公告スベシ、

右告示候事

明治十七年五月六日

富山縣令國重正文

退任者人名

上新川郡	水野忠嗣
婦負郡	谷井音人
下新川郡	重松覺平
	田村惟昌
	田村文平
	米澤紋三郎
射水郡	岩間覺平
	堀宗平
	島尾三郎
礪波郡	武部尙志
	武部堅

示第七十號

本縣々會議員第一回改撰期ニ於テ退任者代員左之人名當撰ス、右告示候事、

明治十七年六月四日

富山縣令國重正文

上新川郡の場村平民	水野忠嗣
婦負郡松木村平民	重松覺平
同 郡長澤村平民	谷井音人
下新川郡入膳村平民	米澤紋三郎
同 郡四ッ屋新村平民	田村惟昌
同 郡泊町村平民	小澤與三
射水郡高岡木町平民	大橋十右衛門
同 郡下 村平民	坂井敬義
同 郡藪田村平民	山崎善之丞
礪波郡三清村平民	武部堅
同 郡福光新町村平民	谷村友吉

〔富山縣內務部地方課調査〕

明治十六年縣會議員